

第4 マニュアル

「第2 医療救護活動」の中で、「⇒」マークで示した個々のマニュアルを記載しています。

1	県医療本部の運営	1-1
2	県医療支部の運営	2-1
3	医療救護所	3-1
4	救護病院	4-1
5	災害拠点病院	5-1
6	DMA T（災害派遣医療チーム）	6-1
7	広域医療搬送	7-1
8	こうち医療ネットの掲示板機能	8-1
9	EMIS（広域災害救急医療情報システム）	9-1
10	避難所の医療ニーズ調査	10-1
	〔避難所アセスメントシートの様式〕	
11	トリアージ	11-1
12	災害時医療カルテとお薬手帳	12-1
	〔災害時医療カルテの様式〕	
13	遺体の仮安置と搬送	13-1
14	災害医療コーディネーター	14-1
15	災害薬事コーディネーター	15-1
<u>16</u>	<u>災害透析コーディネーター</u>	<u>16-1</u>
<u>17</u>	<u>災害看護コーディネーター</u>	<u>17-1</u>
<u>18</u>	<u>医薬品等及び輸血用血液の供給</u>	<u>18-1</u>

＜マニュアル1＞ 県医療本部の運営

1 設置及び運営体制

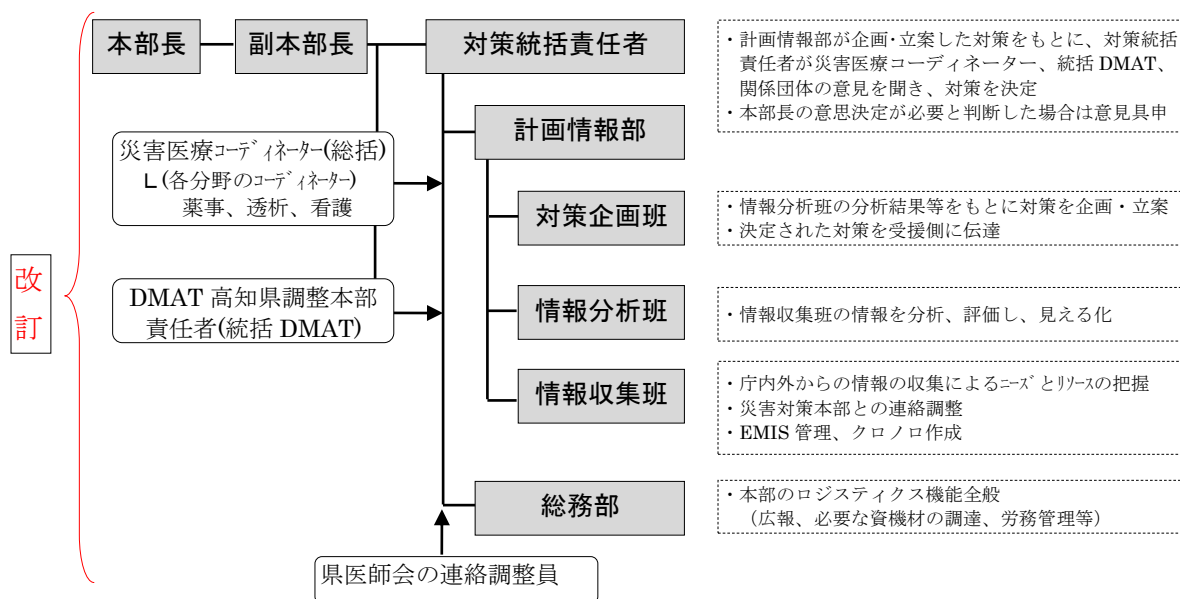
(1) 設置の判断

ア 高知県災害医療対策本部（以下「県医療本部」という。）は、県災害対策本部長（知事）が設置します。ただし、県医療本部長（県健康政策部長）は、迅速な設置の必要がある場合は、県災害対策本部長の判断を待たずに県医療本部を設置することができます。設置したときは県災害対策本部長にその旨を報告します。本部長（健康政策部長）の指示により設置します。また、知事が必要と認めた時は、本部長に設置を命ずることができます。

イ 高知県内で震度6弱以上の地震が発生した場合は自動的に設置され、本部長の指示の有無に関わらず医療救護活動を開始します。

(2) 本部体制と連絡方法

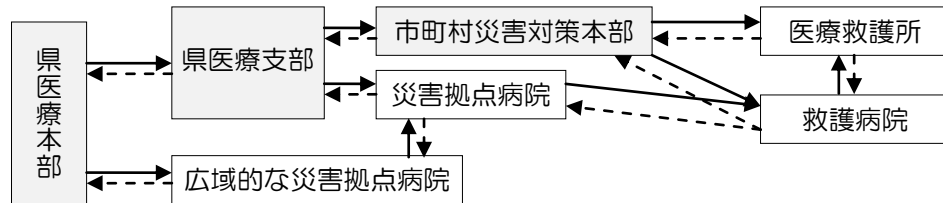
ア 県医療本部の組織体制は下図のとおりとします。



- 本部長：健康政策部長
- 副本部長：同副部長
- 対策統括責任者：医療政策課長、医事薬務課長
- 本部各班員：医療政策課、医師確保・育成支援課、医事薬務課及び健康対策課の職員
- 災害医療コーディネーター（総括）：あらかじめ知事が任命する医師
- 各分野のコーディネーター：あらかじめ知事が任命する者（災害医療コーディネーターのもとで活動）
- DMAT 高知県調整本部責任者：統括DMAT（災害医療コーディネーターとの兼務可能）
- 県医師会の連絡調整員：県医師会から配置される者

イ DMA T高知県調整本部には、日本DMA T事務局、他の統括DMA TまたはDMA Tロジスティックチームが支援に入ります。

ウ 県医療本部は、高知県災害医療対策支部（以下「県医療支部」という。）のほか、県災害対策本部や災害拠点病院との連絡調整を行います。その基本的な連絡ルートは次の図のとおりとします。ただし、現場の必要に応じて柔軟に対応します。



エ 情報の収集は、電話、衛星携帯電話、EMIS、防災行政無線、電子メールなどあらゆる手段をもって行いますが、指示や要請などの情報を伝達するときは、可能な限りファックス等の紙媒体に残せる手段を使用します。ファックス等が使えない場合は、防災行政無線や衛星携帯電話等で連絡し、正確に聴き取ります。

(3) 各**部及び班**の役割分担

① 計画情報部

ア 収集・分析された情報をもとに、対策を立案します。また、決定された対策等を関係機関に指示または要請します。

② 情報収集班

ア 電話や衛星携帯電話、防災行政無線、ファックス、インターネット等の情報通信手段の確保と維持、~~「こうち医療ネット」~~及びEMISに関する用務を行います。

イ **情報収集班**は、広域的な災害拠点病院等から**共通様式1**または**共通様式2**により~~「こうち医療ネット」~~及びEMISへの代行入力の要請があった場合、その様式に記載されている情報を~~「こうち医療ネット」~~またはEMISに代行入力します。

ウ 県医療支部や広域的な災害拠点病院等を通じた医療機能や医療救護活動の状況、支援要請の情報などを収集、整理して**クロノロジーに記載するとともに、情報分析班**に伝達します。伝達は書面で行うことを基本とし、また情報を本部内で共有できるようにします。

(県医療支部の情報の例)

管内の医療機関の状況、医療救護活動の状況、支援要請（医師スタッフ、医薬品、備品、輸血用血液、患者搬送、搬送手段など）

(広域的な災害拠点病院の情報の例)

救護活動の状況（スタッフ・空床数等の院内状況）、支援要請（医療スタッフ、備品、医薬品、輸血用血液、患者搬送、受入、搬送手段など）

③ 情報分析班

ア 情報収集班からの情報を分析、評価し、緊急度やカテゴリーで分類するなどして、見える化を図ります。

イ 必要に応じて、情報の収集を情報収集班に指示します。

④ 対策企画班

ア 情報分析班からの情報や「こうち医療ネット」EMISでの医療機関の状況を踏まえ、災害医療コーディネーター（総括）やDMAT高知県調整本部、関係団体の連絡調整員等とともに、県内の医療救護活動全体の対策の立案を行います。

イ 患者の**地域医療搬送**（域内搬送）や**広域医療搬送**（域外搬送）の要請、搬送手段の調整などの支援対応を行います。

ウ 県内の医療救護班、県外からの医療救護チーム、医療ボランティア等の要請と受け入れの調整を行います。

エ 調整内容は文書で書き残し、一覧表に整理するなど、情報の管理と共有に努めます。

⑤ 総務部

ア 災害医療対策本部のロジスティクス機能として、広報、必要な資機材の調達、職員の労務管理を行います。

~~④ 薬務班~~

~~ア 医薬品、衛生材料、医療用品及び医療器具等または輸血用血液についての情報の収集と整理、それらの支援要請への対応を行います。~~

~~イ 医薬品卸業者、高知県赤十字血液センターなど関係機関との連絡調整を行い、手配と搬送手段の調整を行います。~~

~~ウ 医薬品集積所の設置等、県外からの医薬品等の受入の全体調整を行います。~~

~~エ 調整内容は文書で書き残し、一覧表に整理するなど、情報の管理と共有に努めます。~~

~~⑤ DMAT班~~

~~ア DMAT高知県調整本部の事務局として、調整本部責任者（統括DMAT）を補佐し、DMATに関する総合調整を行います。~~

~~イ 日本DMAT事務局との連絡調整、広域医療搬送に関する情報収集と調整を行います。日本DMAT事務局やDMATロジスティクスチームが支援に入った場合には、その活動をサポートします。~~

~~ウ 調整内容は文書で書き残し、一覧表に整理するなど、情報の管理と共有に努めます。~~

(4) 災害医療コーディネーター (総括)

ア 県医療本部の情報を把握し、適切な医療救護活動の継続に向けて、活動全体の総合調整を行います。

イ 災害医療コーディネーター (総括) はあらかじめ知事が委嘱する複数名の医師とし、その医師が統括DMATである場合は、DMAT高知県調整本部長を兼ねることができるものとします。

(5) 各分野のコーディネーター

ア 災害薬事コーディネーター (総括)

災害医療コーディネーター (総括) の総合的な指示のもと、県医療支部の災害薬事コーディネーター (支部担当) 及び県医療本部の災害医療コーディネーターと連携し、医薬品等の供給及び薬剤師の受け入れについての全体調整を行います。

イ 災害透析コーディネーター (総括)

災害医療コーディネーター (総括) の総合的な指示のもと、災害透析コーディネーター (ブロック担当) と連携して、日本透析医会災害時情報ネットワークを活用し、透析医療の全体調整を行います。

ウ 災害看護コーディネーター

災害医療コーディネーター (総括) の総合的な指示のもと、災害支援ナースの派遣調整を行います。

(6) DMAT高知県調整本部

ア 高知DMAT運用計画に基づき、県内で活動するDMAT及びDMAT本部の指揮及び調整を行います。

2 医療救護活動についての情報収集と伝達

(1) 情報収集と対応

ア 情報収集班は、本部設置後直ちに、医療機関の災害時入力に備え、~~「こうち医療ネットワーク」~~EMISを災害モードに切り替え、医療機関の災害時入力に備え、各医療機関の院内状況の把握を行います。

イ 情報収集班は、県医療支部及び広域的な災害拠点病院から医療救護に関する情報を~~「こうち医療ネットワーク」~~、EMISまたは共通様式3（医療救護活動状況報告）等により収集し、情報分析班に伝達します。

<情報の項目>

(ア) 医療救護所、救護病院の開設状況、医療スタッフ等の充足状況、人員・医療資源の充足状況等

(イ) 災害拠点病院の活動の状況、職員の参集、空床数、手術機能、ライフライン、医薬品等の在庫等

(ウ) 県医療支部の活動状況(参集職員、ライフライン等)

(エ) 広域的な災害拠点病院の活動の状況、職員の参集、空床数、手術機能、ライフライン、医薬品等の在庫等

ウ 情報収集班は、厚生労働省（医政局指導課地域医療計画課及び経済課など）、他の都道府県の災害医療部門、日本赤十字社、県災害対策本部（全国の情報に総務省消防庁震災等応急室応急対策室または内閣府に設置される政府災害対策本部）、医薬品卸業者、高知県赤十字血液センター等から、必要な情報を収集し、情報分析班に伝達します。

<情報の項目>

(ア) 県内の被災状況（道路などの医療機関・広域医療搬送拠点へのアクセス、ライフラインの被災と復旧の見通し、県内の浸水状況など医療救護活動に必要な情報）

(イ) 県外の被災状況（近隣県の被災状況、高速道路など県外からのアクセス状況、医療支援の見通し等）

エ 情報分析班は、収集、伝達された情報を分析、評価し、対策企画班に伝えます。対策企画班は、伝達された情報をもとに、対策を立案し、統括責任者の決定により実施します。その内容は、県医療支部、広域的な災害拠点病院、県災害対策本部等の関係機関に伝達し、情報を共有します。

オ 上記ア～エを繰り返し、常に最新の情報に更新します。

カ 県医療支部、広域的な災害拠点病院からの支援要請については、対策企画班は県内の被災状況や医療救護活動の状況を踏まえ、速やかに対応を決定し、その内容を要請元の県医療支部等に伝達します。

(2) 国への情報伝達

ア 国が主体的判断により、迅速、的確に支援の準備を行うことができるよう、対策企画班は、全般的な医療救護活動状況のほか、特に活動の困難な点を、直接、または災害対策本部等の担当窓口部署を通じて早期に伝達します。

(ア) 県災害対策本部総務部を通じて、「総務省消防庁震災等応急室応急対策室」に伝達します。内閣府に「非常災害対策本部または緊急災害対策本部」が設置された場合は当該対策本部とします。

(イ) 県医療本部から、医政局指導課地域医療計画課及び経済課など、日本赤十字社に伝達します。

イ 伝達する情報は、主として以下の通りとします。

(ア) 医療救護活動全般の報告（市町村別の被災者数・不足医師数・医療救護施設数・派遣応援班数）

(イ) 医療救護活動に困難を来している市町村とその理由

(ウ) 医療救護活動に困難を来している救護病院・災害拠点病院・広域的な災害拠点病院とその理由

(3) 広報

ア 医療救護体制に関する広報が必要になった場合は、総務部がマスコミ等を通じて広報を行います。

イ マスコミからの取材については、本部長、副本部長または総務部の責任者等が対応します。

3 支援要請への対応

(1) 対応の流れ

ア 対策企画班は、情報収集班が収集し、情報分析班が整理した情報を基もとに、県内の体制による対応の可否を判断します。

イ 対策企画班は、医療従事者等の派遣要請と応諾の調整（EMISまたは共通様式4）を行います。災害拠点病院等だけでは対応できない場合は、協定締結団体や他機関に応援を要請します（EMISまたは共通様式7）。また、医薬品及び輸血用血液に関することについては、必要な要請を高知県医薬品卸業協会、高知県血液センター等に対して行います。

⇒<マニュアル18>医薬品等及び輸血用血液の供給

ウ 県内の体制で対応しきれないと判断した場合は、イに加えて国、他の都道府県、日本赤十字社等の県外の機関に、総務渉外班対策企画班が直接、または高知県災害対策本部総務部を通じて支援を要請します。

エ 対策企画班は、支援の要請先から応諾の回答を取り付けます。

オ 対策企画班は、応諾の回答が得られない場合は、イ～ウを繰り返します。 応諾の回答を得るまで時間を要する場合、支援要請元の医療支部等に状況を適宜連絡します。

カ 対策企画班は、応諾が得られた場合は、支援要請元の医療支部等に対し応諾の回答その旨を伝達します。

(2) 重症患者の搬送要請への対応

(基本的な対応)

ア 情報収集班は、県医療支部からEMISまたは共通様式5によって重症患者の受入要請を受理した場合、情報分析班に伝達します。

イ 情報分析班は、広域的な災害拠点病院や災害拠点病院等の空床情報を基もとに、適切な受入病院を選択し、順次収容を依頼します。し、対策企画班に伝達します。

ウ 対策企画班は、受入病院に順次収容を依頼します。 応諾の回答を得るまでは依頼を繰り返します。 応諾の回答を得るまで時間を要する場合、要請元の県医療支部に状況を適宜連絡します。

エ 対策企画班は、収容依頼先から応諾の回答を得た場合は、その内容を要請元の県医療支部に伝達します。

(搬送手段の調達が必要な場合)

オ 対策企画班は、重症患者の搬送に必要な輸搬送手段の確保の要請があった場合は、県災害対策本部輸送担当部門に輸搬送手段の確保を要請します。

カ ヘリコプターが必要な場合は、県災害対策本部輸送担当部門に要請します。

キ 搬送手段が確保できたら受入病院の情報と併せて要請元に伝達します。

(県内の体制では対応が不可能と判断される場合)

ク 次の場合には、対策企画班は、国、他の都道府県に対して収容要請を行います。

(ア) 医療救護対象者が想定以上となり、県内の医療体制では対応できないと判断した場合

(イ) 被災地域や県内の病院では治療、収容することができない容態であると判断した場合

(ロ) 医療救護施設自体に大きな被害を生じた場合など不測の事態の発生により、県内の医療救護体制では対応できないと判断した場合

ケ 県医療本部は、国が策定する広域医療搬送計画を受けて、直ちに地域医療搬送計画を策定し、医療機関や消防機関等の協力を得て各災害拠点病院等から広域医療航空搬送拠点への傷病者搬送を実施します。

~~コ ヘリコプター等は、県災害対策本部が設置する「応急救助機関受援調整所」が広域医療搬送に当たる機材と機関を調整し、県医療本部に伝達します。県医療本部は、高知県DMA-T調整本部及び高知県SCU本部に調整結果を伝えます。~~

(3) 医薬品等の供給要請への対応

ア 県医療本部は、県医療支部または広域的な災害拠点病院から医薬品等供給要請を受けたときは、原則として、医薬品等備蓄医療機関、供給要請を行った支部以外の県医療支部、高知県医薬品卸業協会または高知県衛生材料協会、国または他の都道府県の順に、医薬品等の供給要請を行います。

イ 医薬品等の供給について応諾を得たら、応諾内容を要請元に連絡します。

ウ 要請元が指定場所まで医薬品等を受け取りに行くことが難しい場合は、輸送手段の調整を行います。

⇒<マニュアル18> 医薬品等及び輸血用血液の供給

(4) 輸血用血液の供給要請への対応

ア 県医療本部は、災害時に陸路を使った通常の供給が不可能または著しく困難な場合、高知県赤十字血液センター(以下「血液センター」という。)と協議のうえ、輸血用血液の保管等についてあらかじめ協定を締結した災害拠点病院等(以下「協定締結病院」という。)に輸血用血液の災害時緊急備蓄災害時緊急供給体制を開始することを子承決定し、「こうち医療ネット」等を通じて医療機関等に周知します。

イ 血液センターによる輸血用血液の輸送が困難なときは、その輸送手段を確保します。また、ヘリコプター等による緊急輸送の必要があるときは、県災害対策本部輸送担当部門にヘリコプターの出動を要請します。

ウ 県医療本部は、血液センターから輸血用血液の供給状況について報告を受けます。

⇒<マニュアル18> 医薬品等及び輸血用血液の供給

(5) その他医療活動に必要な物資等の要請への対応

ア 県医療本部は、県医療支部等から **EMIS** または **共通様式 6** によって医療救護活動に必要な物資等の支援要請があったときは、地震発生直後から整理している情報や **災害備蓄医薬品等総括表**などを参考にして、該当物資を供給できる関係機関と協議し、順次支援を行います。

⇒<資料6>災害備蓄医薬品等総括表（歯科医薬品等以外）

⇒<資料7>災害備蓄医薬品等総括表（歯科用医薬品等）

イ 県医療本部では対応できない電気、ガス、水道等については、県災害対策本部に供給の調整を要請します。

ウ 医療救護活動に必要な物資等を供給する機関が、物資等を被災地域に輸送することが困難なときは、県災害対策本部輸送担当部門に輸送手段（ヘリコプターを含む）の確保を要請します。

4 医療支援の受入調整

（1）DMAT 高知県調整本部の設置運営

ア 県医療本部は、厚生労働省に対してDMATの派遣を要請し、また、県内の状況に応じて、DMAT指定医療機関に対してDMATの出動を要請します。

イ DMATの派遣または出動の要請を行った場合は、DMAT高知県調整本部を設置し、県内で活動するDMATの指揮及び調整を行います。

ウ DMAT高知県調整本部長は、県医療本部の災害医療コーディネーター^一及び県医療支部の災害医療コーディネーター^一と協議し、その出動先を決定します。

（2）県外から派遣される医療救護チーム（DMATを除く）

ア 県外から派遣される医療救護チーム等（歯科医療救護班を除く）の受入は、県医療支部からの情報や支援要請に基づき、県医療本部の災害医療コーディネーター^一が、県医療支部の災害医療コーディネーター^一と協議のうえ出動先を決定します。

イ 県外から派遣される歯科医療救護班の受入は、県医療本部からの支援要請に基づき、高知県歯科医師会が県医療本部及び県医療支部の災害医療コーディネーター^一と協議のうえ出動先を決定します。

ウ 県外からの医療支援は、厚生労働省の総合的な調整や全国知事会を通じた調整のほか、中国・四国ブロック9県による広域支援協定（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県）に基づき、島根県及び山口県がカウンターパートとして支援の調整が行われます。

（3）医薬品等の物的支援

ア 災害急性期に県外から供給される医薬品等は、県医療支部からの情報や支援要請に基づき、県医療本部の災害薬事コーディネーター（総括）が県医療支部の災害薬事コーディネーター（支部担当）と協議のうえ、供給先を決定します。

イ 災害急性期以降に県外から供給される医薬品等は、医薬品集積所に入庫し仕分けを行ったのち、医薬品等が不足する医療救護施設等に輸送します。なお、供給先は災害薬事コーディネーター（総括）が調整します。

（４）協定締結団体に対する医療支援の要請及び受入れの調整

ア 県医療本部は、県医療支部からの情報や支援要請に基づき、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、柔道整復師会、医薬品卸業協会やAMDA等の協定締結団体に支援の要請を行います（共通様式7及びマニュアル18）。

⇒＜マニュアル18＞医薬品等及び輸血用血液の供給

イ 要請を受けた団体は県医療本部及び県医療支部と連携し、速やかに支援チームを編成し、これを支援要請元に派遣します。

ウ 出動先については、県医療本部の災害医療コーディネーターが県医療支部の災害医療コーディネーターと協議のうえ、決定します。（歯科医療救護班の派遣先は、高知県歯科医師会が県医療本部及び県医療支部の災害医療コーディネーターと協議のうえ決定します。）

＜共通様式＞ 県医療本部、県医療支部、市町村、医療機関等の連絡に使用する様式

共通様式 1	発災直後情報（代行入力依頼書）
共通様式 2	詳細情報（代行入力依頼書）
共通様式 3	医療救護活動状況報告
共通様式 4	医療従事者等派遣要請書・医療従事者等派遣応諾連絡書
共通様式 5	重症患者等受入要請書兼受入応諾連絡書 （付表）患者詳細情報
共通様式 6	物資等供給要請書兼応諾連絡書
共通様式 7	医療従事者等派遣要請書・医療従事者等派遣応諾書

共通様式 1

発災直後情報

(EMIS 緊急時入力：代行入力依頼書)

送信先			
発信元	医療機関名	担当	
	電話番号	FAX番号	
	メールアドレス		
日時	平成	年	月
			日
			時
			分

1 医療機関機能情報（該当項目を○で囲ってください。）

入院病棟の倒壊、または倒壊の恐れ	有	無
ライフライン・サプライ状況 (代替手段でのご使用時は、供給「無」または「不足」を選択してください。)		
電気の通常の供給	無	有
水の通常の供給	無	有
医療ガスの不足	不足	充足
医薬品・衛生資機材の不足	不足	充足
多数患者の受診	有	無
職員の不足	不足	充足

2 その他（上記以外で支援が必要な理由があれば入力してください。）

--

※ EMISに入力できない場合は、この様式に記入し、県医療支部または県医療本部に報告してください。（県医療支部または県医療本部で代行入力）

整理番号	第	号
受信者		

共通様式2-1

詳細情報 第 報

(EMIS 詳細入力：代行入力依頼書)

送 信 先					
発 信 元	医療機関名		担当		
	電話番号		FAX番号		
日 時	平成	年	月	日	時 分

1 施設の倒壊、または倒壊の恐れ（該当項目を○で囲ってください）

入院病棟	有	無	救急外来	有	無
一般外来	有	無	手術室	有	無
その他（上記以外に倒壊、または破損の恐れのある施設の状況を入力してください。）					

2 ライフライン・サプライ状況（該当項目を○で囲ってください）

電気の使用状況	停電中	発電機使用中	正常		残り(発電機使用中の場合)	半日・1日・2日以上
水道の使用状況	枯渇	貯水・給水対応中	井戸使用中	正常	残り(貯水・給水対応中の場合)	半日・1日・2日以上
医療ガスの使用状況	枯渇	供給の見込無し	供給の見込有り		残り(供給の見込無しの場合)	半日・1日・2日以上
	配管破損の有無			有	無	/
食糧の使用状況	枯渇	備蓄で対応中	通常の供給		残り(備蓄で対応中の場合)	半日・1日・2日以上
医薬品の使用状況	枯渇	備蓄で対応中	通常の供給		残り(備蓄で対応中の場合)	半日・1日・2日以上
不足している医薬品（具体的に不足している医薬品を入力してください）						

3 医療機関の機能（該当項目を○で囲ってください）

手術可否	不可	可	人工透析可否	不可	可
------	----	---	--------	----	---

共通様式2-2

発信元	医療機関名
-----	-------

4 現在の患者状況(数値を記入)

実働病床数	床			
発災後受け入れた患者数	重症(赤)	人	中等症(黄)	人
在院患者数	重症(赤)	人	中等症(黄)	人

5 今後、転院が必要な患者数(数値を記入)

重症度別患者数	重症(赤)	人	中等症(黄)	人			
人工呼吸	人	酸素	人	担送	人	護送	人

6 今後、受け入れ可能な患者数(数値を記入)

災害時の診療能力(災害時の受け入れ重症患者数)				人			
重症度別患者数	重症(赤)	人	中等症(黄)	人			
人工呼吸	人	酸素	人	担送	人	護送	人

7 外来受付状況及び外来受付時間

外来受付状況	受付不可	救急のみ	下記の通り受付
時間帯1	時 分	～ 時 分	
時間帯2	時 分	～ 時 分	
時間帯3	時 分	～ 時 分	

8 職員数

医師総数	人	DMAT 医師数	人	DMAT 看護師数	人	業務調整 員数	人
出勤職員数	出勤医師数		人 (内、DMAT 隊員数		人)		
	出勤看護師数		人 (内、DMAT 隊員数		人)		
	その他出勤人数		人 (内、DMAT 隊員数		人)		

9 その他(アクセス状況等、特記事項を入力してください)

--

※ E M I Sに入力できない場合は、この様式に記入し、県医療支部または県医療本部に報告してください。(県医療支部または県医療本部で代行入力)

整理番号	第	号
受信者		

共通様式3

医療救護活動状況報告

送信先					
発信元	医療機関名	担当			
日時	平成	年	月	日	時 分

1 報告対象期間

月	日	チェック 時間帯			
		<input type="checkbox"/>	0:00 ~ 4:00	<input type="checkbox"/>	12:00 ~ 16:00
		<input type="checkbox"/>	4:00 ~ 8:00	<input type="checkbox"/>	16:00 ~ 20:00
		<input type="checkbox"/>	8:00 ~ 12:00	<input type="checkbox"/>	20:00 ~ 24:00

2 受入負傷者数(1 の時間帯に受け入れた患者の人数)

区分	人数	備考(処置完了状況等を記入)	累積死亡者数 (治療待ち又は 治療中に死亡)
赤	人		
黄	人		
緑	人		
黒	人	受入時点で黒と判断した人数	

3 医療従事者状況(現在活動中の人数)

医師	看護師	歯科医師	薬剤師	その他医療職員	事務職員

4 傷病者の受け入れ可能数(概数で可)

重症者	中等症者	軽症者

5 その他(特記する事項があれば記入してください。)

--

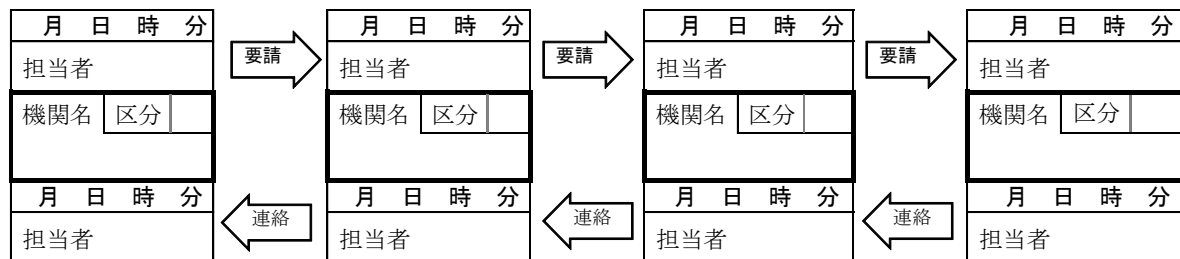
整理番号	第	号
受信者		

共通様式 4

医療従事者等派遣要請書

■機関区分(区分の枠に番号を記入すること)

- ①救護所 ②救護病院 ③災害拠点病院 ④市町村本部 ⑤県医療支部 ⑥県医療本部 ⑦その他医療機関



参集場所

備考

必要人員						活動場所
医師	歯科医師	薬剤師	看護師	その他医療職	事務職員	

医療従事者等派遣応諾連絡書

市町村派遣人員						派遣場所
医師	歯科医師	薬剤師	看護師	その他医療職	事務職員	
派遣期間		移動手段		医療従事者所属機関		
月 日～	月 日					

県医療支部派遣人員						派遣場所
医師	歯科医師	薬剤師	看護師	その他医療職	事務職員	
派遣期間		移動手段		医療従事者所属機関		
月 日～	月 日					

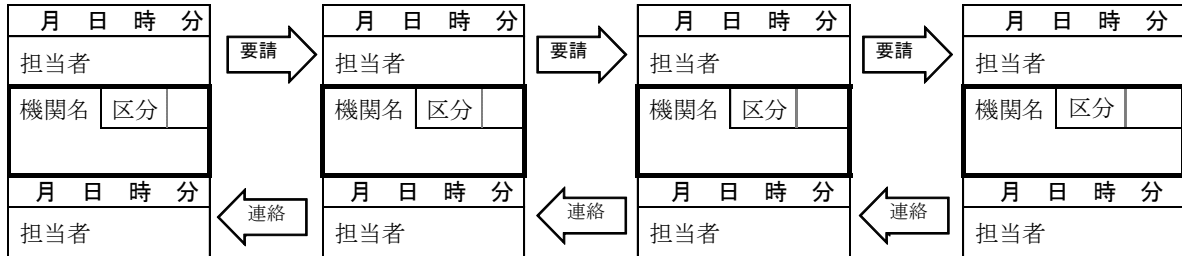
県医療本部派遣人員						派遣場所
医師	歯科医師	薬剤師	看護師	その他医療職	事務職員	
派遣期間		移動手段		医療従事者所属機関		
月 日～	月 日					

共通様式5

重症患者等受入要請書 兼 応諾連絡書

■機関区分(区分の枠に番号を記入すること)

- ①救護所 ②救護病院 ③災害拠点病院 ④市町村本部 ⑤県医療支部 ⑥県医療本部 ⑦その他医療機関



搬送手段の有無

備考

要請元記載項目					応諾機関記載項目	
tag.no	氏名	年齢	性別	症状(トリアージ区分も記載)	調整機関区分	受け入れ先医療機関

※患者詳細情報(付表)あり

付表（共通様式5）

患者詳細情報

（重症患者等受入要請書に添付）

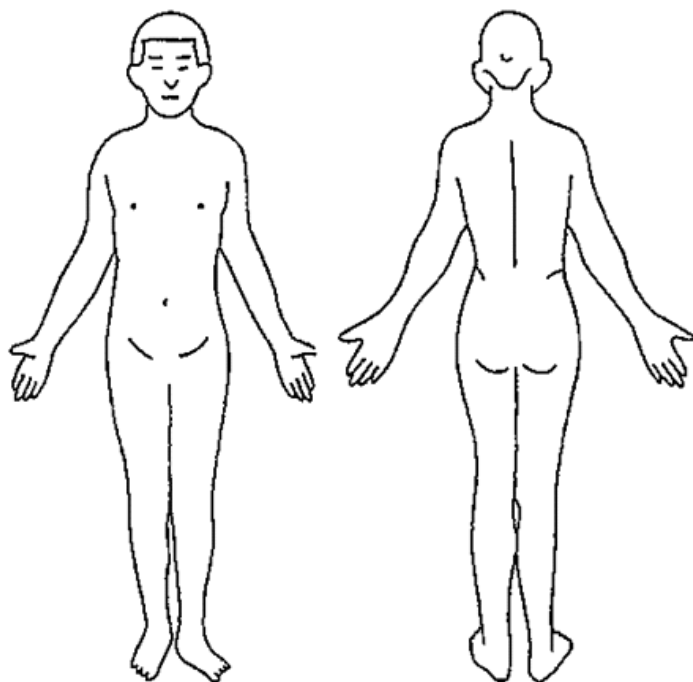
送信先					
発信元	医療機関名	担当	電話		
日時	平成	年	月	日	時 分

患者情報

Tag No	氏名	年齢	性別
住所	トリアージ 実施日・時刻 月 日 時 分		
トリアージ 結果	<input type="checkbox"/> 赤タグ(重症) <input type="checkbox"/> 黄タグ(中等症)		
傷病名			

特記事項

(搬送・治療上特に留意すべき事項)

 挫創 打撲 痛み 出血


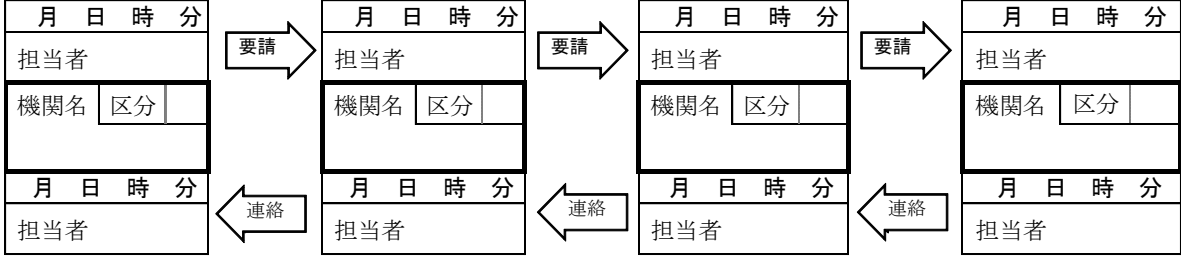
- 体幹の鋭的損傷
- フレイルチェスト
- ニカ所以上の長管骨骨折
- 骨盤骨折
- 頭蓋骨骨折
- 四肢の轢断
- 15%以上の熱傷、気道熱傷
- 四肢の麻痺

共通様式 6

物資等供給要請書 兼 応諾連絡書

■機関区分(区分の枠に番号を記入すること)

- ①救護所 ②救護病院 ③災害拠点病院 ④市町村本部 ⑤県医療支部 ⑥県医療本部 ⑦その他医療機関



受渡し場所

備考

要請物資等				供給物資等			
品名	規格等	数量	備考	④ 市町村	⑤ 県医療支部	⑥ 県医療本部	備考

共通様式 7

医療従事者等派遣要請書				
月 日 時 分	➔	月 日 時 分		派遣希望 日数
高知県災害医療対策本部		機関・団体名	要請内容	チーム数
担当者		担当者		活動内容
月 日 時 分		月 日 時 分		月 日～ 月 日
高知県災害医療対策本部		機関・団体名	要請内容	チーム数
担当者		担当者		活動内容
参集場所		備考		

医療従事者等派遣応諾書

高知県災害医療対策本部 あて
 FAX: 088-823-9137
 e-mail: 131301@ken.pref.kochi.lg.jp

(機関・団体名) _____ (担当者名) _____

(連絡先) Tel _____ Fax _____ e-mail _____

派遣協力可能期間		派遣チームの構成(分野・人数)	移動手段	食料・飲料水の準備	宿泊先確保(寝袋含む)
連絡先				あり	あり
リーダー				なし	なし
月 日～ 月 日					
連絡先				あり	あり
リーダー				なし	なし
月 日～ 月 日					
連絡先				あり	あり
リーダー				なし	なし
月 日～ 月 日					
連絡先				あり	あり
リーダー				なし	なし
月 日～ 月 日					
連絡先				あり	あり
リーダー				なし	なし
月 日～ 月 日					

※派遣チームの構成については、医師○名、看護師○名、薬剤師○名、事務職○名など、派遣チームの職種内訳を記載。

その他連絡事項

＜マニュアル2＞ 県医療支部の運営

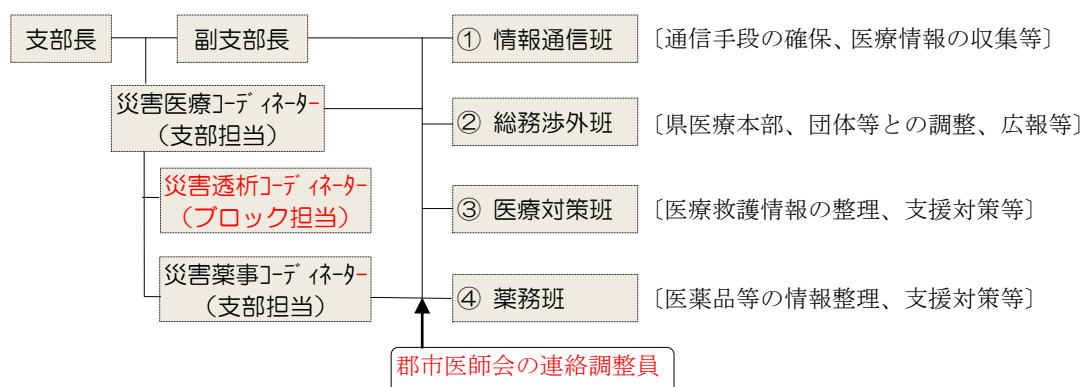
1 設置及び運営体制

(1) 設置の判断

- ア 高知県災害医療対策支部（県医療支部）は、県災害対策本部長（知事）が設置します。ただし、県医療支部長（県福祉保健所及び高知市保健所長）は、迅速な設置の必要がある場合は、県災害対策本部長の判断を待たずに県医療支部を設置することができます。設置したときは県医療本部長（健康政策部長）にその旨を報告します。~~支部長（県福祉保健所長及び高知市保健所長）の指示により設置します。~~また、県医療本部長が必要と認めた時は、支部長に設置を命ずることができます。
- イ 高知県内で震度6弱以上の地震が発生した場合は自動的に設置され、支部長の指示の有無に関わらず医療救護活動を開始します。

(2) 支部体制と連絡方法

- ア 県医療支部の組織体制は下図のとおりを基本とします。



支部長 : 県福祉保健所長
 副支部長 : 同 保健監または次長(総括)
 支部各班員 : 県福祉保健所の職員、あらかじめ定めるその他の県機関の職員
 災害医療コーディネーター (支部担当) : あらかじめ知事が任命する医師
 災害薬事コーディネーター (支部担当) : あらかじめ知事が任命する 者
災害透析コーディネーター (ブロック担当) : あらかじめ知事が任命する医師
都市医師会の連絡調整員 : 都市医師会から配置される者

- イ 高知市支部については、高知市医療対策本部の体制で業務にあたります。

(3) 各班の役割

① 情報通信班

- ア 電話や衛星携帯電話、防災行政無線、ファックス、インターネット等の情報通信手段の確保と維持、~~「こうち医療ネット」~~及びEMISに関する用務を行います。
- イ 情報通信班は、災害拠点病院等から**共通様式1**または**共通様式2**により~~「こうち医療ネット」~~及びEMISへの代行入力~~の要請があった場合は、その様式に記載されている情報を「こうち医療ネット」~~またはEMISに代行入力を行います。
- ウ 管内の市町村の状況、災害拠点病院等を通じた医療機能や医療救護活動の状況、支援要請の情報などを収集、整理して各班に伝達します。伝達は書面で行うことを基本とし、また情報を支部内で共有できるようにします。

(市町村の情報の例)

傷病者の見込み数、医療救護所及び救護病院の活動状況、支援要請（医療スタッフ、備品、医薬品、輸血用血液、患者搬送、受入、搬送手段）等

(災害拠点病院の情報の例)

医療救護活動の状況（スタッフ・空床数等の院内状況）、支援要請（医療スタッフ、備品、医薬品、輸血用血液、患者搬送、受入、搬送手段）等

② 総務渉外班

- ア 主として、県災害対策支部、県医療本部等の情報収集と、支部内他班をはじめとする関係部署への情報の伝達を行います。伝達は書面で行うことを基本とし、また情報を支部内で共有できるようにします。
- イ マスコミへの情報提供や問い合わせへの対応など広報活動全般を行います。

③ 医療対策班

- ア 情報通信班からの情報や~~「こうち医療ネット」~~及びEMISでの医療機関の状況などを踏まえ、支部内の医療救護活動全体の調整を行います。
- イ 患者の地域医療搬送（域内搬送）や広域医療搬送（域外搬送）の要請、搬送手段の調整などの支援対応を行います。
- ウ 県内の医療救護班、県内外からの医療救護チーム、医療ボランティア等の要請と受け入れ調整を行います。
- エ 調整内容は文書で書き残し、一覧表に整理するなど、情報の管理と共有に努めます。

④ 薬務班

ア 医薬品、衛生材料、医療用品及び医療器具等または輸血用血液についての情報の収集（市町村及び県医療支部管内の在庫状況）と、それらの支援要請への対応を行います。

イ 管内市町村の状況に応じて、県医療本部薬務班に対して支援の要請を行い、手配と搬送手段の調整を行います。

⇒＜マニュアル18＞医薬品等及び輸血用血液の供給

ウ 調整内容は文書で書き残し、一覧表に整理するなど、情報の管理と共有に努めます。

（4）災害医療コーディネーター（支部担当）

ア 県医療支部にあって、適切な医療救護活動を継続するために、避難所のアセスメントを含めすべての医療救護活動の情報を総合し、調整を行います。

イ 日本赤十字社の日赤救護班をはじめ、各種の医療救護チームが被災地域に入ってくるのが予想されますが、それらの受入に関して、県医療支部の災害医療コーディネーターは県医療本部の災害医療コーディネーターと協議を行い、派遣先等を決定します。

（5）各分野のコーディネーター

ア 災害薬事コーディネーター（支部担当）

県医療本部の災害薬事コーディネーター（総括）及び県医療支部の災害医療コーディネーターと連携し、管内の医薬品等の供給及び薬剤師の受入についての調整を行います。

イ 災害透析コーディネーター（ブロック担当）

県医療本部の災害透析コーディネーター（総括）及び日本透析医会災害時情報ネットワークを活用し、透析医療についての調整を行います。

2 医療救護活動についての情報収集と伝達

（1）情報収集と対応

（情報の収集と更新）

ア 情報通信班は、支部管内の災害拠点病院や市町村災害対策本部から医療救護に関する情報を「~~こうち医療ネット~~」、E M I S または共通様式3（医療救護活動状況報告）等により収集し、内容に応じて医療対策班及び薬務班に伝達します。

イ 総務渉外班は、県医療本部から他の県医療支部、県外の状況に関する情報を収集します。

ウ ア及びイで収集した情報を整理し、整理した情報は県医療本部及び市町村災害対策本部へ伝達します。また、この手順を繰り返し、常に最新の情報に更新します。

エ 情報収集と伝達は、基本的に防災ファックス **またはEMIS** を使用します。防災ファックス **等** が使えない場合は防災無線、衛星携帯電話等の可能な通信手段を使って正確に聴き取ります。

(収集する情報)

オ 情報通信班は、管内の市町村災害対策本部及び災害拠点病院から以下の情報を収集します。

(市町村災害対策本部から)

- ・医療救護所の開設数及び開設場所、医師等参集職員数、医療救護対象者数
- ・救護病院の医療救護活動の可否、院内状況（参集職員数、空床数、手術機能等、ライフライン、医薬品等の在庫）
- ・市町村の応援可能人員（医師、看護師、薬剤師等）、支援可能医薬品等

(災害拠点病院から)

- ・医療救護活動の可否、院内状況（参集職員数、空床数、手術機能等、ライフライン、医薬品等の在庫）、周辺の状況など

(入手情報への対応)

カ 市町村災害対策本部等から支援要請があった場合は、管内市町村の被災状況や医療救護活動の状況を踏まえ、支援対策を速やかに策定し、その内容を要請元に伝達します。

(県医療本部からの情報の収集)

キ 県医療本部からの情報は、被災の全体状況を把握し医療救護に役立つため、最新の情報を確実に受け取ります。

- (ア) 他の県医療支部の状況（活動状況、支援、要請情報）
- (イ) 広域的な災害拠点病院の状況（活動状況、支援・要請情報）
- (ウ) 国、他都道府県、日本赤十字社等の医療救護活動に関する情報

(2) 県医療本部への情報伝達

ア 総務渉外班は、収集・整理した情報を県医療本部に伝達します。

イ 全ての情報がそろわなくても、判明済みの情報を速報として県医療本部に伝達し、その後に順次追加して伝達します。

- (ア) 県医療支部管内市町村の医療救護活動の状況（救護病院、医療救護所の開設数及び医師数など）

(イ) 災害拠点病院の院内状況及び空床数

(3) 市町村災害対策本部への情報伝達

ア 情報通信班は、県医療支部管内の市町村の医療救護活動に必要な情報を伝達します。

- (ア) 県内市町村の医療救護活動の状況
- (イ) 広域的な災害拠点病院、災害拠点病院の状況及び空床数
- (ウ) 医薬品等の県内の在庫状況
- (エ) 県外からの支援の情報
- (オ) その他必要な情報

(4) 広報

ア 県としての広報は、原則として県医療本部が一括して行います。

イ マスコミからの取材に関しては、支部長、副支部長及び総務渉外班の責任者等が対応します。

3 市町村災害対策本部等からの支援要請への対応

(1) 対応の流れ

ア 整理した情報を基に、県医療支部管内の体制による対応の可否を判断します。

イ 医療従事者等の派遣要請等を整理し、管内の体制で対応可能な場合は、医療対策班は支援可能な市町村や災害拠点病院への要請を**共通様式4**によって行います。また、薬務班は必要な要請をマニュアルに基づいて実施します。

⇒<マニュアル18>医薬品等及び輸血用血液の供給

ウ 県医療支部管内の体制では対応しきれない場合には、イに加えて県医療本部に支援を要請します。

エ 応諾の回答が得られない場合は、イ～ウを繰り返します。応諾の回答を得るまで時間を要する場合は、要請元に状況を連絡します。

オ 支援要請先から応諾があった場合は、支援要請元の市町村災害対策本部等にその旨を伝達します。

(2) 重症患者の搬送要請への対応

(基本的な対応)

ア 市町村災害対策本部等から**共通様式5**によって重症患者受入の要請があった場合は、地震発生直後から収集・整理している県医療支部管内の災害拠点病院や救護病院の空床情報を基に、適切な受入病院を選択し、順次収容を依頼します。

イ 応諾の回答を得るまで依頼を繰り返し、応諾の回答を得た場合は、要請元に伝達します。

(搬送手段の調達が必要な場合)

ウ 搬送手段は、要請元の市町村災害対策本部で確保するものとしませんが、市町村災害対策本部で確保できない場合は、県医療支部において搬送手段を確保します。

エ 県医療支部においても搬送手段の確保が不可能な場合は、県医療本部に搬送手段の確保を要請します。

(県医療支部管内の体制では対応できない場合)

オ 県医療支部管内に収容可能な医療機関がない場合は、**共通様式5**（重症患者等受入要請書）により、県医療本部に要請します。

(3) 医薬品等の供給要請への対応

ア 市町村災害対策本部または災害拠点病院から医薬品等の供給要請があったときは、支部用医薬品等備蓄医療機関または支部内の市町村に医薬品等の供給要請を行います。支部内での供給が困難なときは県医療本部に医薬品等の供給を要請します。

イ 医薬品等の供給について応諾を得ることができれば、応諾内容を要請元に連絡します。

ウ 要請元が指定場所まで医薬品等を受け取りに行くことが難しい場合は、輸送手段の確保のための調整を行います。

⇒<マニュアル18> 医薬品等及び輸血用血液の供給

4 県医療本部から要請を受けた時の対応

(1) 対応の流れ

ア 県医療本部からの要請に対しては、要請内容に応じて支援可能な市町村や災害拠点病院等の中から適した機関を選択のうえ、順次支援を要請し、応諾の回答を得たら県医療本部にその内容を伝達します。県医療支部で対応ができないときは、その旨を県医療本部に回答します。

(2) 重症患者の収容要請

- ア 県医療本部から重症患者の収容要請を受けた場合は、要請の内容を記録するとともに、早期に収容が可能な医療機関を選択し、順次当該医療機関の所在する市町村災害対策本部または災害拠点病院へ収容要請を行います。
- イ 受入要請をした機関からの応諾の回答または受入不可能の回答を受理した場合は、その内容を記録します。
- ウ 応諾の回答を得た場合は、その内容を県医療本部に伝達します。
- エ 支部管内での受入が困難と判断されるときは、その旨、県医療本部に伝達します。
- オ 受入要請をした機関から回答内容を整理し、支部管内の空床数の最新情報を市町村災害対策本部、県医療本部等関係機関に連絡し情報の共有化を図ります。

5 その他の対応

(1) 高知県SCU本部の運営

- ア 県医療支部（中央東支部、幡多支部）及び県医療本部は、SCUの展開に必要な資機材を準備し、高知大学医学部附属病院または幡多けんみん病院と協力し**広域医療航空**搬送拠点を立ち上げ、DMAT・SCU本部と連携して高知県SCU本部を運営します。
- イ 広域医療搬送については、「マニュアル7 広域医療搬送」により実施します。

⇒<マニュアル7>広域医療搬送

(2) 管内医療機関の「~~こうち医療ネット~~」EMISへの代行入力

- ア ~~「こうち医療ネット」EMIS~~は、災害発生時に国の「~~広域災害・救急医療情報システム（EMIS）~~」と連動して、医療機関情報の全国への情報発信や、医療機関の状況の閲覧が可能となるものです。
- イ 各医療機関において電気が使用できない状況などにより、~~「こうち医療ネット」EMIS~~への入力が不可能な場合には、県医療支部または県医療本部が、当該医療機関の代わりに代行入力をします。

(3) 市町村災害対策本部が行う避難所の医療ニーズ調査の支援

- ア 市町村災害対策本部は、地震発生後速やかに、避難所の環境や、避難者の傷病や健康の状態を把握します。被災等により市町村担当者が調査を行えない場合は、県医療支部が、参集する医療救護チーム等の協力を得て調査を行います。

イ 避難所の調査に関しては、「マニュアル 10 避難所の医療ニーズ調査」を参照し、避難所アセスメントシートを使用します。

⇒<マニュアル10>避難所の医療ニーズ調査

<共通様式> 県医療本部、県医療支部、市町村、医療機関等の連絡に使用する様式

共通様式 1	発災直後情報（代行入力依頼書）
共通様式 2	詳細情報（代行入力依頼書）
共通様式 3	医療救護活動状況報告
共通様式 4	医療従事者等派遣要請書・医療従事者等派遣応諾連絡書
共通様式 5	重症患者等受入要請書兼応諾連絡書 （付表）患者詳細情報
共通様式 6	物資等供給要請書兼応諾連絡書

共通様式 1

発災直後情報

(EMIS 緊急時入力：代行入力依頼書)

送信先			
発信元	医療機関名	担当	
	電話番号	FAX番号	
	メールアドレス		
日時	平成	年	月
			日
			時
			分

1 医療機関機能情報（該当項目を○で囲ってください。）

入院病棟の倒壊、または倒壊の恐れ	有	無
ライフライン・サプライ状況 (代替手段でのご使用時は、供給「無」または「不足」を選択してください。)		
電気の通常の供給	無	有
水の通常の供給	無	有
医療ガスの不足	不足	充足
医薬品・衛生資機材の不足	不足	充足
多数患者の受診	有	無
職員の不足	不足	充足

2 その他（上記以外で支援が必要な理由があれば入力してください。）

--

※ EMISに入力できない場合は、この様式に記入し、県医療支部または県医療本部に報告してください。（県医療支部または県医療本部で代行入力）

整理番号	第	号
受信者		

共通様式2-1

詳細情報 第 報

(EMIS 詳細入力：代行入力依頼書)

送 信 先					
発 信 元	医療機関名		担当		
	電話番号		FAX番号		
日 時	平成	年	月	日	時 分

1 施設の倒壊、または倒壊の恐れ（該当項目を○で囲ってください）

入院病棟	有	無	救急外来	有	無
一般外来	有	無	手術室	有	無
その他（上記以外に倒壊、または破損の恐れのある施設の状況を入力してください。）					

2 ライフライン・サプライ状況（該当項目を○で囲ってください）

電気の使用状況	停電中	発電機使用中	正常	残り(発電機使用中の場合)	半日・1日・2日以上	
水道の使用状況	枯渇	貯水・給水対応中	井戸使用中	正常	残り(貯水・給水対応中の場合)	半日・1日・2日以上
医療ガスの使用状況	枯渇	供給の見込無し	供給の見込有り	残り(供給の見込無しの場合)	半日・1日・2日以上	
	配管破損の有無		有	無	/	
食糧の使用状況	枯渇	備蓄で対応中	通常の供給	残り(備蓄で対応中の場合)	半日・1日・2日以上	
医薬品の使用状況	枯渇	備蓄で対応中	通常の供給	残り(備蓄で対応中の場合)	半日・1日・2日以上	
不足している医薬品（具体的に不足している医薬品を入力してください）						

3 医療機関の機能（該当項目を○で囲ってください）

手術可否	不可	可	人工透析可否	不可	可
------	----	---	--------	----	---

共通様式2-2

発信元	医療機関名
-----	-------

4 現在の患者状況(数値を記入)

実働病床数	床			
発災後受け入れた患者数	重症(赤)	人	中等症(黄)	人
在院患者数	重症(赤)	人	中等症(黄)	人

5 今後、転院が必要な患者数(数値を記入)

重症度別患者数	重症(赤)	人	中等症(黄)	人			
人工呼吸	人	酸素	人	担送	人	護送	人

6 今後、受け入れ可能な患者数(数値を記入)

災害時の診療能力(災害時の受け入れ重症患者数)				人			
重症度別患者数	重症(赤)	人	中等症(黄)	人			
人工呼吸	人	酸素	人	担送	人	護送	人

7 外来受付状況及び外来受付時間

外来受付状況	受付不可	救急のみ	下記の通り受付
時間帯1	時 分	～ 時 分	
時間帯2	時 分	～ 時 分	
時間帯3	時 分	～ 時 分	

8 職員数

医師総数	人	DMAT 医師数	人	DMAT 看護師数	人	業務調整 員数	人
出勤職員数	出勤医師数		人 (内、DMAT 隊員数		人)		
	出勤看護師数		人 (内、DMAT 隊員数		人)		
	その他出勤人数		人 (内、DMAT 隊員数		人)		

9 その他(アクセス状況等、特記事項を入力してください)

--

※ E M I Sに入力できない場合は、この様式に記入し、県医療支部または県医療本部に報告してください。(県医療支部または県医療本部で代行入力)

整理番号	第	号
受信者		

共通様式3

医療救護活動状況報告

送信先	
発信元	医療機関名 担当
日時	平成 年 月 日 時 分

1 報告対象期間

月 日

チェック 時間帯

<input type="checkbox"/>	0:00 ~ 4:00	<input type="checkbox"/>	12:00 ~ 16:00
<input type="checkbox"/>	4:00 ~ 8:00	<input type="checkbox"/>	16:00 ~ 20:00
<input type="checkbox"/>	8:00 ~ 12:00	<input type="checkbox"/>	20:00 ~ 24:00

2 受入負傷者数(1 の時間帯に受け入れた患者の人数)

区分	人数	備考(処置完了状況等を記入)
赤	人	
黄	人	
緑	人	
黒	人	受入時点で黒と判断した人数

累積死亡者数
(治療待ち又は
治療中に死亡)

3 医療従事者状況(現在活動中の人数)

医師	看護師	歯科医師	薬剤師	その他医療職員	事務職員

4 傷病者の受け入れ可能数(概数で可)

重症者	中等症者	軽症者

5 その他(特記する事項があれば記入してください。)

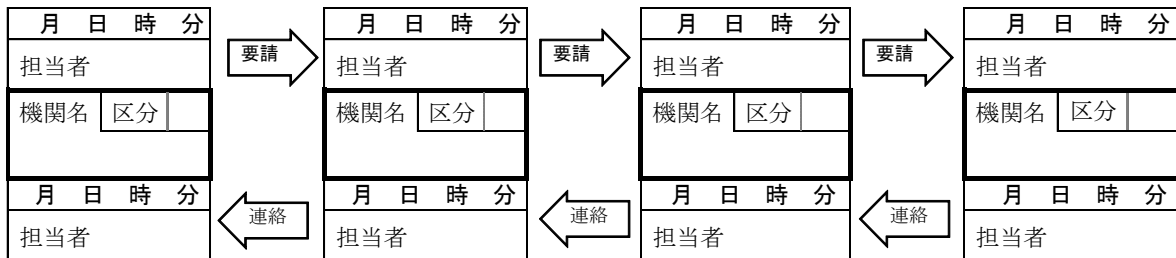
整理番号	第 号
受信者	

共通様式 4

医療従事者等派遣要請書

■機関区分(区分の枠に番号を記入すること)

- ①救護所 ②救護病院 ③災害拠点病院 ④市町村本部 ⑤県医療支部 ⑥県医療本部 ⑦その他医療機関



参集場所

備考

必要人員						活動場所
医師	歯科医師	薬剤師	看護師	その他医療職	事務職員	

医療従事者等派遣応諾連絡書

市町村派遣人員						派遣場所
医師	歯科医師	薬剤師	看護師	その他医療職	事務職員	
派遣期間		移動手段		医療従事者所属機関		
月 日～	月 日					

県医療支部派遣人員						派遣場所
医師	歯科医師	薬剤師	看護師	その他医療職	事務職員	
派遣期間		移動手段		医療従事者所属機関		
月 日～	月 日					

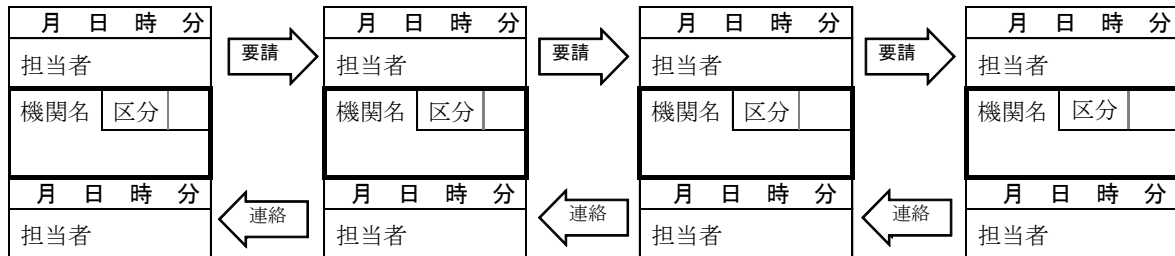
県医療本部派遣人員						派遣場所
医師	歯科医師	薬剤師	看護師	その他医療職	事務職員	
派遣期間		移動手段		医療従事者所属機関		
月 日～	月 日					

共通様式 5

重症患者等受入要請書 兼 応諾連絡書

■機関区分(区分の枠に番号を記入すること)

- ①救護所 ②救護病院 ③災害拠点病院 ④市町村本部 ⑤県医療支部 ⑥県医療本部 ⑦その他医療機関



搬送手段の有無

備考

要請元記載項目					応諾機関記載項目	
tag.no	氏名	年齢	性別	症状(トリアージ区分も記載)	調整機関区分	受け入れ先医療機関

※患者詳細情報(付表)あり

付表（共通様式5）

患者詳細情報

（重症患者等受入要請書に添付）

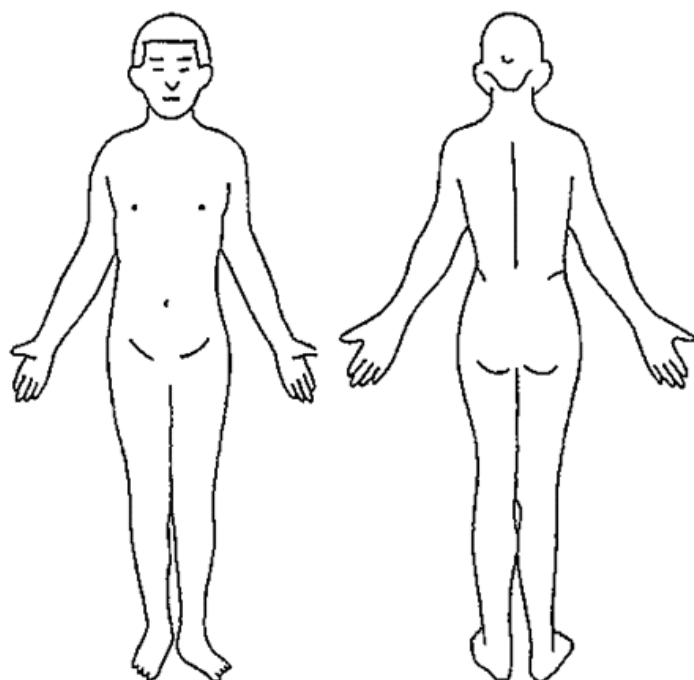
送信先					
発信元	医療機関名	担当	電話		
日時	平成	年	月	日	時 分

患者情報

Tag No	氏名	年齢	性別
住所	トリアージ 実施日・時刻 月 日 時 分		
トリアージ 結果	<input type="checkbox"/> 赤タグ(重症) · <input type="checkbox"/> 黄タグ(中等症)		
傷病名			

特記事項

(搬送・治療上特に留意すべき事項)

 挫創 打撲 痛み 出血


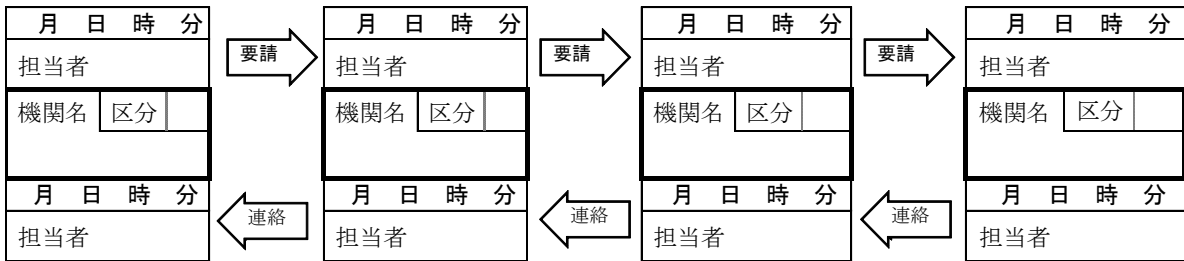
- 体幹の鋭的損傷
- フレイルチェスト
- ニカ所以上の長管骨骨折
- 骨盤骨折
- 頭蓋骨骨折
- 四肢の轢断
- 15%以上の熱傷、気道熱傷
- 四肢の麻痺

共通様式 6

物資等供給要請書 兼 応諾連絡書

■機関区分(区分の枠に番号を記入すること)

①救護所 ②救護病院 ③災害拠点病院 ④市町村本部 ⑤県医療支部 ⑥県医療本部 ⑦その他医療機関



受渡し場所

備考

要請物資等				供給物資等			
品名	規格等	数量	備考	④市町村	⑤県医療支部	⑥県医療本部	備考

＜マニュアル3＞ 医療救護所

1 医療救護所の開設の手順

(1) 医療救護所開設の判断

- ア 市町村災害対策本部は、管内の被災状況をあらゆる手段を講じて調査し、負傷者の状況及び被災地域の状況を把握し、医療救護所の開設が必要かどうかを判断します。

(2) 医療救護所の開設可否の判断

- ア 市町村災害対策本部は、医療救護所の開設が必要と判断した場合は、職員を医療救護所の開設予定場所に派遣し、または関係機関等からの情報収集により施設状況や周辺の被害状況を調査し、開設の可否を判断します。
- イ 市町村災害対策本部は、開設予定場所の被害状況などにより開設が不可能な場合については、応急修理や復旧で開設可能であれば、復旧作業を行い医療救護所の開設に努めます。
- ウ 市町村災害対策本部は、医療救護所の開設予定場所の被害状況などにより、応急修理や復旧作業を行っても開設が不可能と判断した場合は、別の候補地を速やかに選定して開設準備を行います。

(3) 医療救護所の開設準備

- ア 医療救護所の開設場所が決定されたら、市町村災害対策本部は、次の準備を進めるとともに、県医療支部、消防機関、所轄警察署等の関係機関に**医療救護所の開設の決定を報告**します。
 - (ア) 医療救護所の開設及び運営に必要な職員の派遣
 - (イ) 医療救護所の運営に必要な医療従事者の確保（郡市医師会への要請等）
 - (ウ) 医療救護所で使用する医薬品、医療機材等の手配・搬送
 - (エ) 傷病者の搬送手段等に関する関係機関との協議
- イ 市町村災害対策本部は、派遣する市町村職員の中から、医療救護所の運営責任者を決めておきます。
- ウ 市町村災害対策本部は、医療救護所の活動は24時間体制となることが予想されるため、医療救護チームの交代要員の確保に努めます。
- エ 市町村内で対応が困難な場合は、県医療支部に支援の要請をします。

(4) 医療救護所の開設

(医療救護所の開設と報告)

ア 医療救護所に派遣された市町村職員等は、医療救護所の開設場所の施設管理者の協力を得て、**医療救護所を開設**します。

イ 医療救護所内の受付やトリアージゾーン、診療ゾーン等の配置については、医療救護対象者の進入路から搬出路までの動線の確保等を踏まえて配置していきます。

⇒<マニュアル11>トリアージ

ウ 医療救護所運営責任者は医療救護所の開設を市町村災害対策本部に**報告**します。

エ 市町村災害対策本部は県医療支部及び消防機関等の関係機関に医療救護所の開設を**報告**します。

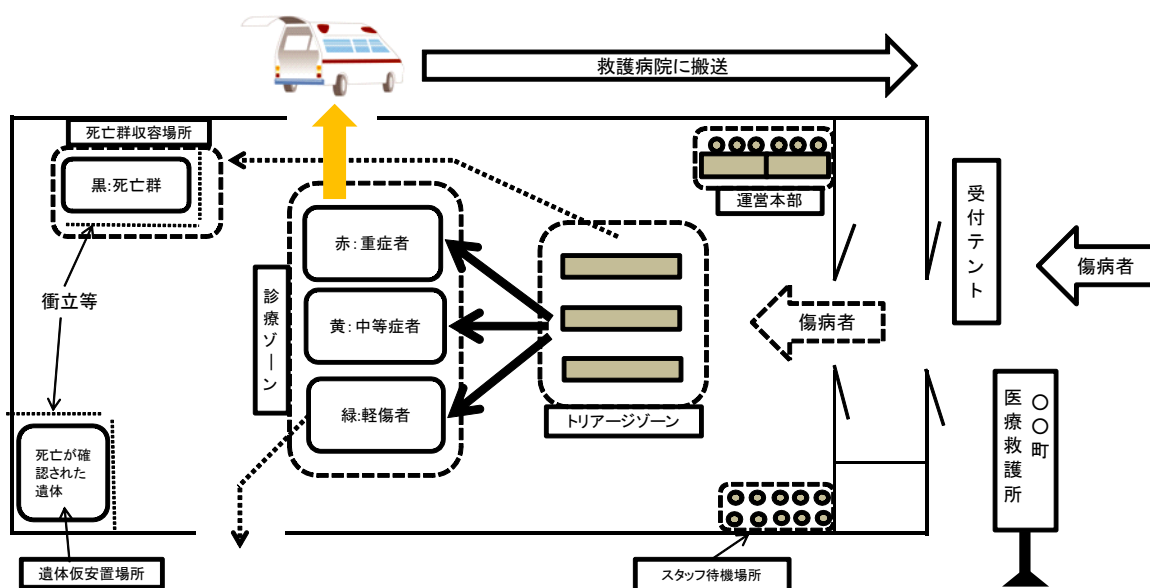


図3 医療救護所のイメージ

(避難所に医療救護所を開設する場合)

オ 医療救護所運営責任者は、避難所運営責任者に医療救護所の開設について連絡します。

カ 医療救護所運営責任者は、避難者の収容と傷病者に対する医療救護活動が混乱しないように、必要に応じて調整していきます。

キ 食糧や飲料水等の物的支援は、避難所への支援と併せて行われることとなりますので、医療救護所運営責任者は、避難所運営責任者と必要に応じて調整しながら、混乱の起きないようにお互いが十分配慮します。

ク 医療救護所運営責任者は、医療救護所での仕事を手伝いたいとの希望のあるボランティアの勧誘などを避難所運営責任者に依頼し、特に医療有資格者については積極的な勧誘を行います。

(医療機関に医療救護所を開設する場合)

ケ 市町村災害対策本部は、医療施設管理者に医療救護所の開設を要請します。

コ 市町村災害対策本部は、医療施設管理者の許可を得て、当該医療施設の医薬品、医療機材、施設設備及び医療従事者等を医療救護所での医療救護活動に充てます。

サ 既入院患者や医療救護対象外患者等の対応などの医療施設の業務と混乱しないように、医療施設管理者は十分配慮します。

シ 市町村は当該医療施設への医療救護所の開設や医療救護活動への協力について、平時から当該医療施設管理者と十分に協議しておきます。

2 医療救護活動

(1) 医療救護所での役割分担

ア 医療救護所における医療活動の指揮は、医療救護チームの医師が統括者として担うこととします。

イ 医療活動の統括者は、順次参集してくる医療救護チームの医師に必要なに応じて引き継いでいくことができますが、その際は、医療救護所運営責任者が市町村災害対策本部に報告します。

ウ 医療活動以外の医療救護所での活動は、原則として市町村から派遣された医療救護所運営責任者が指揮します。

エ 医療救護所内の全体的な役割分担については医療救護所運営責任者が行い、医療活動については医療救護チームの医師が行い、互いに連携して活動していくこととします。

(2) 医療救護所の運営

(市町村災害対策本部の業務)

ア 医療救護所に派遣した職員から、人員（共通様式4）、物資（共通様式6）、医薬品または医療機材等（様式18-1）の支援要請があった場合は、市町村内で可能な限り確保に努め、困難な場合は県医療支部に支援を要請します。

- イ 医療救護所の情報を常に速やかに整理・更新し、県医療支部等の関係機関に定期的に報告し情報の最新化に努めます。
- ウ 医療救護所からの要請に応じて、傷病者の受け入れ可能な救護病院等を手配します。市町村内の医療機関及び指定している救護病院で、収容が困難な場合は**共通様式5**により県医療支部に受け入れ病院の手配を要請します。
- エ 市町村内の医療救護所の運営に必要な事項について、市町村災害対策本部内の他部門と調整しながら医療救護所を運営していきます。

(医療救護所での市町村職員の業務)

- オ 医療救護所内で行った医療救護活動における次のことについて記録していきます。
 - (ア) 医療救護所に参集した要員名簿
 - (イ) 医療機材、医薬品及びその他資機材リスト
 - (ウ) 医療救護所で取り扱った傷病者名簿（疾病状況、搬送先を明記すること）
 - (エ) 支援要請の内容、要請時刻、支援要請先、要請に対する諾否、支援内容、記録時刻
- カ 医療救護所の設置場所のライフラインの状況や医薬品及び医療機材等の残数等を確認し、また、傷病者数の推移や医療救護所周辺の道路状況等の情報を、定期的に調査することとします。
- キ 医療救護所内の情報を**共通様式3**により定期的に市町村災害対策本部に報告し、また、必要な支援を要請します。
- ク 搬送を行う消防機関等や現場活動している自衛隊や警察等の関係機関と連携しながら医療救護所を運営していきます。
- ケ 傷病者を搬送するための受け入れ病院の手配を**共通様式5**により市町村災害対策本部に要請します。
- コ 救護病院等への搬送について、消防機関等に要請しますが、医療救護所から直接要請が困難な場合は、市町村災害対策本部を通して消防機関等に要請します。

(医療救護所に参集した医療救護チームの業務)

- サ 医療救護所に参集してくる医療救護チームは、医療活動の統括者として市町村長が指名している医師の指揮下に入ります。
- シ 受付では、受付番号、傷病者の住所、氏名、年齢、性別、負傷場所等を確認できる範囲で聞き取り、トリアージタグに記入し、傷病者の右手首に取り付けます。

ス トリアージ実施者は、START方式（Simple Triage And Rapid Treatment）でトリアージを実施し、トリアージタグに必要事項を記入してタグを切り取ります。

セ 応急処置はトリアージの区分ごと（赤：重症者最優先治療群、黄：中等症者待機的治療群、緑：軽症者保留群）に実施します。最優先治療群（赤）から行い、最優先治療群の傷病者がいなくなってから待機的治療群（黄）の応急処置に当たります。しかし、待機中に症状が悪化し待機的治療群から最優先治療群になる場合がありますので、バイタルサインや身体所見の変化に細心の注意が必要です。なお、被害の状況によっては、最優先治療群への処置の優先順位を下げなければならない場合も考えられます。

ソ 最優先治療群については、応急処置が済み次第、救護病院等の後方病院へ搬送します。待機的治療群についても、応急処置後症状に応じて救護病院等に搬送します。搬送が困難な場合は、応急処置に加えて、可能な範囲での処置（安定化処置。できれば小外科的処置）を実施します。

タ 死亡群（黒）は、医療救護活動の支障とならない場所に收容します。医師により死亡が確認された方は遺体仮安置場所に收容し、市町村の指定する遺体安置所への搬送を待ちます。

⇒<マニュアル11>トリアージ

（3）DMAT現場活動指揮所との連携

ア 医療救護所の近くにDMAT現場活動指揮所が設置された場合には、積極的に医療救護所内の情報を提供して、可能な範囲で医療救護活動の協力を得ることとします。

イ 医療救護所運営責任者は、DMAT現場活動指揮所の統括者を確認したうえで、連携体制を構築します。

<共通様式> 県医療本部、県医療支部、市町村、医療機関等の連絡に使用する様式

共通様式1	発災直後情報（代行入力依頼書）
共通様式2	詳細情報（代行入力依頼書）
共通様式3	医療救護活動状況報告
共通様式4	医療従事者等派遣要請書・医療従事者等派遣応諾連絡書
共通様式5	重症患者等受入要請書兼応諾連絡書 （付表）患者詳細情報
共通様式6	物資等供給要請書兼応諾連絡書

共通様式 1

発災直後情報

(EMIS 緊急時入力：代行入力依頼書)

送信先			
発信元	医療機関名	担当	
	電話番号	FAX番号	
	メールアドレス		
日時	平成	年	月 日 時 分

1 医療機関機能情報（該当項目を○で囲ってください。）

入院病棟の倒壊、または倒壊の恐れ	有	無
ライフライン・サプライ状況 (代替手段でのご使用時は、供給「無」または「不足」を選択してください。)		
電気の通常の供給	無	有
水の通常の供給	無	有
医療ガスの不足	不足	充足
医薬品・衛生資機材の不足	不足	充足
多数患者の受診	有	無
職員の不足	不足	充足

2 その他（上記以外で支援が必要な理由があれば入力してください。）

--

※ EMISに入力できない場合は、この様式に記入し、県医療支部または県医療本部に報告してください。（県医療支部または県医療本部で代行入力）

整理番号	第	号
受信者		

共通様式2-1

詳細情報 第 報

(EMIS 詳細入力：代行入力依頼書)

送 信 先					
発 信 元	医療機関名		担当		
	電話番号		FAX番号		
日 時	平成	年	月	日	時 分

1 施設の倒壊、または倒壊の恐れ（該当項目を○で囲ってください）

入院病棟	有	無	救急外来	有	無
一般外来	有	無	手術室	有	無
その他（上記以外に倒壊、または破損の恐れのある施設の状況を入力してください。）					

2 ライフライン・サプライ状況（該当項目を○で囲ってください）

電気の使用状況	停電中	発電機使用中	正常	残り(発電機使用中の場合)	半日・1日・2日以上	
水道の使用状況	枯渇	貯水・給水対応中	井戸使用中	正常	残り(貯水・給水対応中の場合)	半日・1日・2日以上
医療ガスの使用状況	枯渇	供給の見込無し	供給の見込有り	残り(供給の見込無しの場合)	半日・1日・2日以上	
	配管破損の有無		有	無	/	
食糧の使用状況	枯渇	備蓄で対応中	通常の供給	残り(備蓄で対応中の場合)	半日・1日・2日以上	
医薬品の使用状況	枯渇	備蓄で対応中	通常の供給	残り(備蓄で対応中の場合)	半日・1日・2日以上	
不足している医薬品（具体的に不足している医薬品を入力してください）						

3 医療機関の機能（該当項目を○で囲ってください）

手術可否	不可	可	人工透析可否	不可	可
------	----	---	--------	----	---

共通様式2-2

発信元	医療機関名
-----	-------

4 現在の患者状況(数値を記入)

実働病床数	床			
発災後受け入れた患者数	重症(赤)	人	中等症(黄)	人
在院患者数	重症(赤)	人	中等症(黄)	人

5 今後、転院が必要な患者数(数値を記入)

重症度別患者数	重症(赤)	人	中等症(黄)	人			
人工呼吸	人	酸素	人	担送	人	護送	人

6 今後、受け入れ可能な患者数(数値を記入)

災害時の診療能力(災害時の受け入れ重症患者数)				人			
重症度別患者数	重症(赤)	人	中等症(黄)	人			
人工呼吸	人	酸素	人	担送	人	護送	人

7 外来受付状況及び外来受付時間

外来受付状況	受付不可	救急のみ	下記の通り受付
時間帯1	時 分	～ 時 分	
時間帯2	時 分	～ 時 分	
時間帯3	時 分	～ 時 分	

8 職員数

医師総数	人	DMAT 医師数	人	DMAT 看護師数	人	業務調整 員数	人
出勤職員数	出勤医師数		人 (内、DMAT 隊員数		人)		
	出勤看護師数		人 (内、DMAT 隊員数		人)		
	その他出勤人数		人 (内、DMAT 隊員数		人)		

9 その他(アクセス状況等、特記事項を入力してください)

--

※ E M I Sに入力できない場合は、この様式に記入し、県医療支部または県医療本部に報告してください。(県医療支部または県医療本部で代行入力)

整理番号	第	号
受信者		

共通様式3

医療救護活動状況報告

送信先	
発信元	医療機関名 担当
日時	平成 年 月 日 時 分

1 報告対象期間

月 日

チェック 時間帯

<input type="checkbox"/>	0:00 ~ 4:00	<input type="checkbox"/>	12:00 ~ 16:00
<input type="checkbox"/>	4:00 ~ 8:00	<input type="checkbox"/>	16:00 ~ 20:00
<input type="checkbox"/>	8:00 ~ 12:00	<input type="checkbox"/>	20:00 ~ 24:00

2 受入負傷者数(1の時間帯に受け入れた患者の人数)

区分	人数	備考(処置完了状況等を記入)	累積死亡者数 (治療待ち又は 治療中に死亡)
赤	人		
黄	人		
緑	人		
黒	人	受入時点で黒と判断した人数	

3 医療従事者状況(現在活動中の人数)

医師	看護師	歯科医師	薬剤師	その他医療職員	事務職員

4 傷病者の受け入れ可能数(概数で可)

重症者	中等症者	軽症者

5 その他(特記する事項があれば記入してください。)

整理番号	第	号
受信者		

共通様式 4

医療従事者等派遣要請書

■機関区分(区分の枠に番号を記入すること)

①救護所 ②救護病院 ③災害拠点病院 ④市町村本部 ⑤県医療支部 ⑥県医療本部 ⑦その他医療機関

月 日 時 分 担当者	要請	月 日 時 分 担当者	要請	月 日 時 分 担当者	要請	月 日 時 分 担当者
機関名 区分		機関名 区分		機関名 区分		機関名 区分
月 日 時 分 担当者	連絡	月 日 時 分 担当者	連絡	月 日 時 分 担当者	連絡	月 日 時 分 担当者

参集場所

備考

必要人員						活動場所
医師	歯科医師	薬剤師	看護師	その他医療職	事務職員	

医療従事者等派遣応諾連絡書

市町村派遣人員						派遣場所
医師	歯科医師	薬剤師	看護師	その他医療職	事務職員	
派遣期間		移動手手段		医療従事者所属機関		
月 日～	月 日					

県医療支部派遣人員						派遣場所
医師	歯科医師	薬剤師	看護師	その他医療職	事務職員	
派遣期間		移動手手段		医療従事者所属機関		
月 日～	月 日					

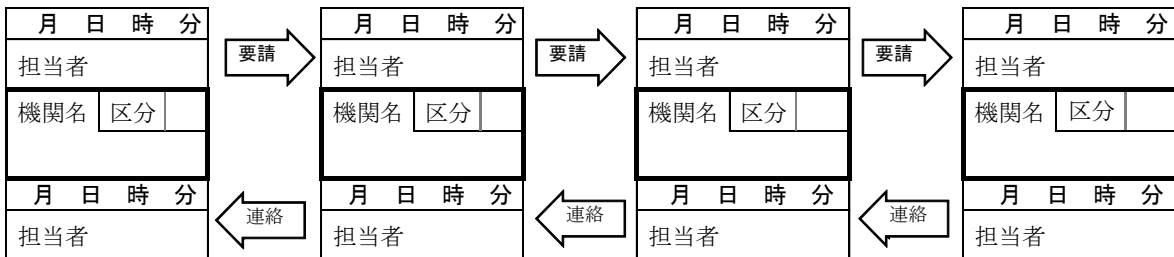
県医療本部派遣人員						派遣場所
医師	歯科医師	薬剤師	看護師	その他医療職	事務職員	
派遣期間		移動手手段		医療従事者所属機関		
月 日～	月 日					

共通様式5

重症患者等受入要請書 兼 応諾連絡書

■機関区分(区分の枠に番号を記入すること)

- ①救護所 ②救護病院 ③災害拠点病院 ④市町村本部 ⑤県医療支部 ⑥県医療本部 ⑦その他医療機関



搬送手段の有無

備考

要請元記載項目					応諾機関記載項目	
tag.no	氏名	年齢	性別	症状(トリアージ区分も記載)	調整機関 区分	受け入れ先医療機関

※患者詳細情報(付表)あり

付表（共通様式5）

患者詳細情報

（重症患者等受入要請書に添付）

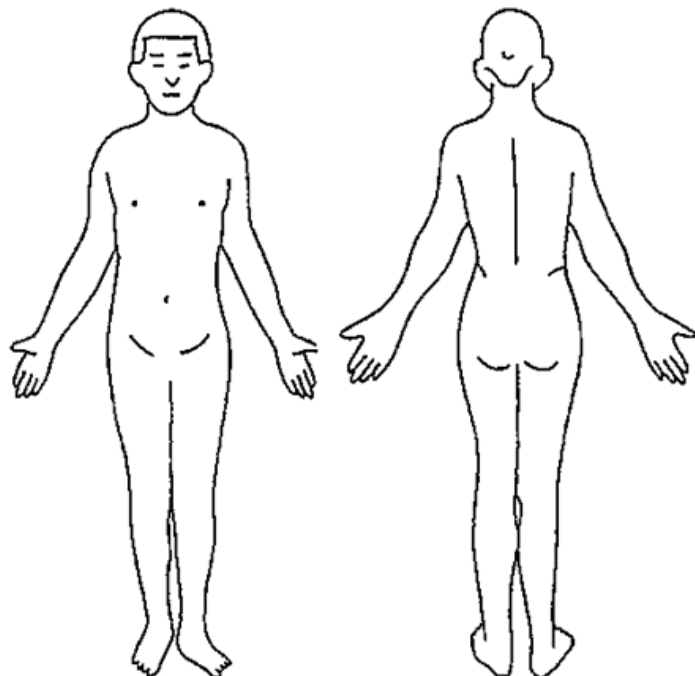
送信先					
発信元	医療機関名	担当	電話		
日時	平成	年	月	日	時 分

患者情報

Tag No	氏名	年齢	性別
住所	トリアージ 実施日・時刻		
トリアージ 結果	<input type="checkbox"/> 赤タグ(重症) <input type="checkbox"/> 黄タグ(中等症)		
傷病名			

特記事項

(搬送・治療上特に留意すべき事項)

 挫創 打撲 痛み 出血


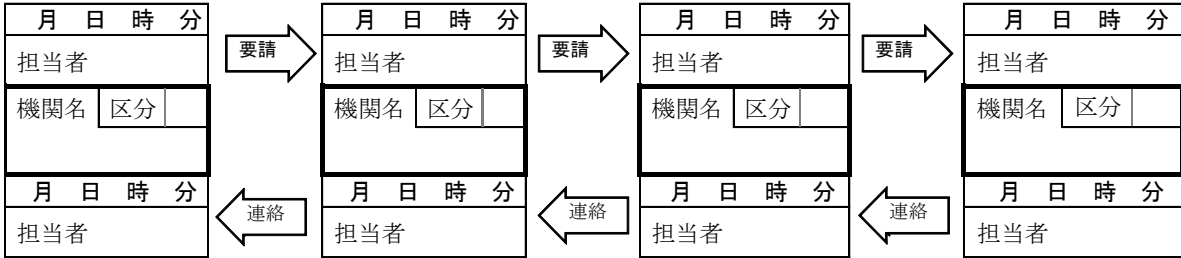
- 体幹の鋭的損傷
- フレイルチェスト
- ニカ所以上の長管骨骨折
- 骨盤骨折
- 頭蓋骨骨折
- 四肢の轢断
- 15%以上の熱傷、気道熱傷
- 四肢の麻痺

共通様式 6

物資等供給要請書 兼 応諾連絡書

■機関区分(区分の枠に番号を記入すること)

- ①救護所 ②救護病院 ③災害拠点病院 ④市町村本部 ⑤県医療支部 ⑥県医療本部 ⑦その他医療機関



受渡し場所

備考

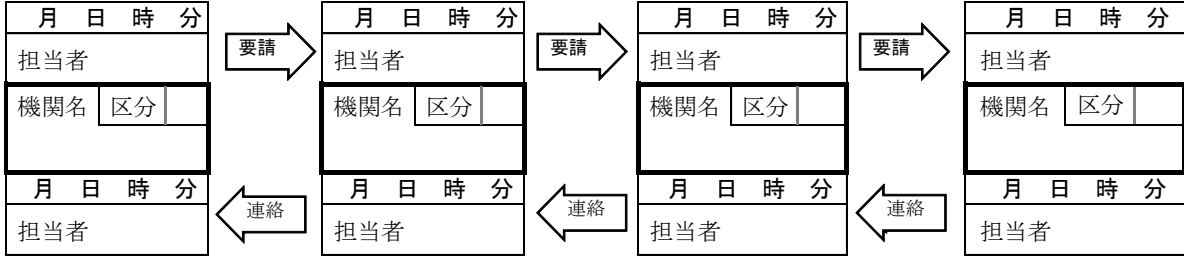
要請物資等				供給物資等			
品名	規格等	数量	備考	④市町村	⑤県医療支部	⑥県医療本部	備考

様式第 4618-1 号

医薬品等供給要請書 兼 応諾連絡書

■機関区分(区分の枠に番号を記入すること)

- ①救護所 ②救護病院 ③災害拠点病院 ④市町村本部 ⑤県医療支部 ⑥県医療本部 ⑦その他医療機関



受渡し場所

備考

(要請)		要請医薬品等			(応諾)				供給医薬品等
薬効分類 (3桁)	製品名	一般名	規格	数量	④ 市町村	⑤ 県医療支部	⑥ 県医療本部	備考 (同効薬等)	

＜マニュアル4＞ 救護病院

1 救護病院における対応手順

（1）院内状況の調査

ア 病院管理者は、救護病院として医療救護対象者の**処置、収容が可能か否か**を判断するため、次の項目を調査します。

(ア) 手術機能等の状況（手術機能、検査機能、病棟機能、給食機能）

(イ) 職員の状況（医師、看護師、薬剤師、他医療職、その他職員）

(ウ) 建物の被災状況

(エ) ライフラインの状況（電気、ガス、水、空調、その他）

(オ) 空床状況（空床数、仮設ベッド数）

イ 二次被害の危険がないか、病院周辺の被害状況や道路状況等も把握します。

（2）院内状況の報告

ア 病院管理者は、災害が発生したら、院内状況を調査して、~~「こうち医療ネット」の災害メニュー=EMISにある、「入力業務（災害）」~~の「緊急時入力」を行います。（可能であれば「詳細入力」も併せて行ってください。）

イ 病院管理者は、院内状況の調査結果及び医療救護活動の状況を、**共通様式3**（医療救護活動状況報告）を用いて、ファックス等により市町村災害対策本部に報告します。~~「こうち医療ネット」EMIS~~に接続できない場合は、市町村への報告の際に代理入力の要請もあわせて行ってください。

（注）~~「こうち医療ネット」EMISの災害メニューにある院内状況の~~「緊急時入力」及び「詳細入力」の代理入力は県医療支部で行うことが可能です。**共通様式1**または**共通様式2**により代理入力の要請を受けた市町村は県医療支部にその旨を報告し、県医療支部が代理入力を行います。

ウ 病院管理者は、院内状況に変化があった場合は、その都度市町村災害対策本部に報告を行い、~~「こうち医療ネット」EMIS~~の入力情報を更新していきます。

（3）処置・収容が行えないと判断した場合

ア 二次災害の危険がない場合

(ア) 市町村災害対策本部等の協力を得て、早期に医療救護活動を開始できるよう、各種機能の復旧活動を行います。

(イ) 建物の損傷が著しく使用できないと判断した場合は、屋外に仮設診療スペースを設置して医療救護活動を開始できるように努めます。

- (ウ) 職員、医薬品等が不足している場合は、市町村災害対策本部に支援を要請するとともに、近隣の医療機関に応援を依頼します。
- イ 二次災害の危険がある場合
 - 火災・津波・崖崩れといった二次災害が発生する恐れのある場合は、直ちに入院患者の避難誘導を行い、病院スタッフも早急に避難することとします。

2 医療救護活動

(1) 医療救護対象者の受け入れ準備

- ア 病院管理者は、あらかじめ定めている病院の防災計画等(以下「院内計画」という。)に沿って、参集した職員の役割分担を行い、人員を配置していきます。
- イ 病院管理者は、院内計画に沿って、受付、トリアージエリア、診療エリア、入院患者収容エリア、遺体仮安置場所、職員等の待機場所等の配置を行い、可能であれば見取り図を作成し院内関係者に周知します。
- ウ 医療救護対象者は、救護所から搬送されてくる重症・中等症患者と自力で来院してくる医療救護対象者がおり、併せて対応する必要があります。
- エ 救護所からの搬送患者の受け入れ要請は、原則として市町村災害対策本部から入りますが、場合によっては医療救護所から直接連絡が入ることもあります。
- オ 医療救護活動に必要な支援については、医療従事者の要請は**共通様式4**、重症患者等の受入要請は**共通様式5**、物資等の供給要請は**共通様式6**により市町村災害対策本部に要請します。

(2) 救護病院の運営

- ア 救護病院内で行った医療救護活動における次のことについて記録し、定期的に市町村災害対策本部及び病院内に設置される広報窓口に報告します。
 - (ア) 救護病院に支援に入った医療救護チーム等の名簿
 - (イ) 救護病院で取り扱った傷病者名簿(疾病状況、搬送先を明記すること)
 - (ウ) 支援要請の内容、要請時刻、支援要請先、要請に対する諾否、支援の内容、時刻
- イ 医療救護所から搬送されてくる医療救護対象者はトリアージタグが付いているのでそこから患者情報を確認し名簿を作成し、また、収容機関として改めてトリアージを行います。
- ウ トリアージタグが付いていない場合は、受付番号、医療救護対象者の住所、氏名、年齢、性別、搬送元、負傷場所等を確認し、トリアージタグを作成します。

- エ 搬入時に既に死亡している者及び当該病院で死亡した者は、速やかに遺体仮安置場所に移します。またトリアージの結果、蘇生の可能性がないと判断された者（死亡群）は、医療救護活動の支障のない場所に収容します。
- オ 診療はトリアージの区分（赤：重症者最優先治療群、黄：中等症者待機的治療群、緑：軽症者保留群）ごとに実施します。医療救護所から搬送されてくる医療救護対象者は、最優先治療群（赤：~~重症者~~）と待機的治療群（黄：~~中等症者~~）です。直接来院してくる医療救護対象者も含めて、緊急度の高い順に診療を実施していきます。
- カ 待機的治療群の治療は、最優先治療群の傷病者がいなくなってから行います。しかし、待機中に症状が悪化し待機的治療群から優先的治療群になる場合がありますので、バイタルサインや身体所見の変化に細心の注意が必要です。なお、被害の状況によっては、最優先治療群への処置の優先順位を下げなければならない場合も考えられます。
- キ 当該病院の医療機能では対応が困難な医療救護対象者については、災害拠点病院等に搬送します。搬送先病院の手配については**共通様式5**により市町村災害対策本部に要請してくださいます。搬送が困難な場合は、さらに可能な範囲での処置（安定化処置。できれば小外科的処置）を実施します。

（3）DMA T 病院支援指揮所との連携

- ア 病院管理者は、DMA Tの病院支援活動の拠点であるDMA T病院支援指揮所が当該病院内に設置される場合、活動場所や待機場所の提供等可能な範囲で協力します。
- イ 病院管理者はDMA T病院支援指揮所のリーダーを確認し、連携体制を構築します。
- ウ 病院支援に入るDMA Tは当該病院管理者の指揮下に入ります。
- エ 病院管理者は、効果的な病院支援を受けるために、DMA T病院支援指揮所に対して、院内状況や周辺の関係施設及び地理情報等、必要と思われる情報提供を行います。

3 遺体**安置検案所**への搬送

- ア 搬入されたとき既に亡くなっている、あるいは当該病院で亡くなった方がいる場合は病院内の遺体仮安置場所に一旦安置し、所轄警察署にその旨を届け出ます。
- イ 遺体は、所轄警察署の指示に基づき、市町村の指定する遺体**安置検案所**に搬送します。
- ウ 遺体の検案等は、原則として、市町村が指定する遺体**安置検案所**において警察の指示により実施されます。

⇒<マニュアル13>遺体の仮安置と搬送

4 広報

(1) 広報窓口の設置

ア 医療救護活動に支障をきたさないように、医療救護対象者の家族や報道機関からの問い合わせに応じる広報窓口を設置します。

(2) 医療救護対象者の親族への対応

ア 広報窓口担当者は、既入院患者及び来院または搬送され収容している医療救護対象者に関する情報の照会に応じます。

イ 他の病院に転送した医療救護対象者のリストや遺体安置所に搬送した者のリストを掲示します。

(3) 報道機関への対応

ア 広報窓口担当者は、報道機関に対しての情報提供や取材の受付を行います。

イ 報道機関の取材に対しては、広報窓口担当者が必ず立会い、医療救護対象者のプライバシーの保護、医療救護活動への阻害防止を行います。

ウ 広報窓口担当者は、当該病院に関する誤報があった場合には、直ちに当該報道機関に対して訂正を申し入れます。

＜共通様式＞ 県医療本部、県医療支部、市町村、医療機関等の連絡に使用する様式

共通様式 1	発災直後情報（代行入力依頼書）
共通様式 2	詳細情報（代行入力依頼書）
共通様式 3	医療救護活動状況報告
共通様式 4	医療従事者等派遣要請書・医療従事者等派遣応諾連絡書
共通様式 5	重症患者等受入要請書兼応諾連絡書 （付表）患者詳細情報
共通様式 6	物資等供給要請書兼応諾連絡書

✎ DMAT の病院支援とは

DMAT の役割

- ・広域災害では、多数の傷病者が医療機関に押し寄せ混乱することが想定される。DMAT はそういった医療機関への支援を行う。
- ・支援に来た DMAT との協力体制(情報共有、人的・物的支援)を速やかに築くことが重要となる。そのため、平時から DMAT の受け入れの準備をしておく必要がある。

DMAT の病院支援

- 病院支援活動とは
 - 混乱を収める作業
 - 院内状況の情報発信
 - EMIS の代理入力
 - トリアージ及び診療支援
 - 後方搬送等の調整
 - その他病院機能を確保するための支援

DMAT が支援活動を行うためには協力が必要

- 情報提供
 - ・DMAT に対し、病院の被害状況や機能低下の程度、来院傷病者数等の情報提供を適宜行う。
 - ・DMAT と情報共有することで、医療機関としても必要な情報が DMAT 側から得られるし、DMAT も効率的、効果的な支援が可能となる。
- スペース及び資機材の提供
 - ・情報収集、状況把握等に使用するホワイトボードやテーブル・椅子等(可能であればインターネット環境)の備品や仮眠スペース
 - ・DMAT の参集拠点となる DMAT 活動拠点本部等が設置される場合には、会議室等の大きめの部屋(可能であればインターネット環境)や仮眠スペース。
 - ・その他、病院支援に要する資機材、医薬品、備品等。

DMAT の受け入れにあたっての留意点

- DMAT にはリーダーがいる
 - ・病院支援の DMAT は、支援先病院の意向に沿って活動する。DMAT には指揮、統制するリーダーがいるので、まずは DMAT のリーダー(統括 DMAT 等)と協議し、連携体制を構築することが重要となる。
- DMAT に気遣いは無用
 - ・DMAT は基本的に自己完結型で活動するため、食事等の心配は無用。
 - ・また、災害医療活動の専門的なトレーニングを受けているため、遠慮なく支援を要請すること。
 - ・医療救護活動でのアドバイザーでもあるので、困ったら頼る。
- 平時の用意
 - ・DMAT 活動拠点本部等の設置場所や災害時における役割分担等を計画しておく。

共通様式 1

発災直後情報

(EMIS 緊急時入力：代行入力依頼書)

送 信 先			
発 信 元	医療機関名	担当	
	電話番号	FAX番号	
	メールアドレス		
日 時	平成	年	月 日 時 分

1 医療機関機能情報（該当項目を○で囲ってください。）

入院病棟の倒壊、または倒壊の恐れ	有	無
ライフライン・サプライ状況 (代替手段でのご使用時は、供給「無」または「不足」を選択してください。)		
電気の通常の供給	無	有
水の通常の供給	無	有
医療ガスの不足	不足	充足
医薬品・衛生資機材の不足	不足	充足
多数患者の受診	有	無
職員の不足	不足	充足

2 その他（上記以外で支援が必要な理由があれば入力してください。）

※ EMISに入力できない場合は、この様式に記入し、県医療支部または県医療本部に報告してください。（県医療支部または県医療本部で代行入力）

整理番号	第	号
受信者		

共通様式2-1

詳細情報 第 報

(EMIS 詳細入力：代行入力依頼書)

送 信 先					
発 信 元	医療機関名		担当		
	電話番号		FAX番号		
日 時	平成	年	月	日	時 分

1 施設の倒壊、または倒壊の恐れ（該当項目を○で囲ってください）

入院病棟	有	無	救急外来	有	無
一般外来	有	無	手術室	有	無
その他（上記以外に倒壊、または破損の恐れのある施設の状況を入力してください。）					

2 ライフライン・サプライ状況（該当項目を○で囲ってください）

電気の使用状況	停電中	発電機使用中	正常	残り(発電機使用中の場合)	半日・1日・2日以上	
水道の使用状況	枯渇	貯水・給水対応中	井戸使用中	正常	残り(貯水・給水対応中の場合)	半日・1日・2日以上
医療ガスの使用状況	枯渇	供給の見込無し	供給の見込有り	残り(供給の見込無しの場合)	半日・1日・2日以上	
	配管破損の有無		有	無	/	
食糧の使用状況	枯渇	備蓄で対応中	通常の供給	残り(備蓄で対応中の場合)	半日・1日・2日以上	
医薬品の使用状況	枯渇	備蓄で対応中	通常の供給	残り(備蓄で対応中の場合)	半日・1日・2日以上	
不足している医薬品（具体的に不足している医薬品を入力してください）						

3 医療機関の機能（該当項目を○で囲ってください）

手術可否	不可	可	人工透析可否	不可	可
------	----	---	--------	----	---

共通様式 2 - 2

発信元	医療機関名
-----	-------

4 現在の患者状況(数値を記入)

実働病床数	床			
発災後受け入れた患者数	重症(赤)	人	中等症(黄)	人
在院患者数	重症(赤)	人	中等症(黄)	人

5 今後、転院が必要な患者数(数値を記入)

重症度別患者数	重症(赤)	人	中等症(黄)	人
	人工呼吸	人	酸素	人
			担送	人
				護送
				人

6 今後、受け入れ可能な患者数(数値を記入)

災害時の診療能力(災害時の受け入れ重症患者数)			人
重症度別患者数	重症(赤)	人	中等症(黄)
	人工呼吸	人	酸素
			担送
			人
			護送
			人

7 外来受付状況及び外来受付時間

外来受付状況	受付不可	救急のみ	下記の通り受付
時間帯 1	時 分	～ 時 分	
時間帯 2	時 分	～ 時 分	
時間帯 3	時 分	～ 時 分	

8 職員数

医師総数	人	DMAT 医師数	人	DMAT 看護師数	人	業務調整員数	人
出勤職員数	出勤医師数		人 (内、DMAT 隊員数		人)		
	出勤看護師数		人 (内、DMAT 隊員数		人)		
	その他出勤人数		人 (内、DMAT 隊員数		人)		

9 その他(アクセス状況等、特記事項を入力してください)

※ E M I Sに入力できない場合は、この様式に記入し、県医療支部または県医療本部に報告してください。(県医療支部または県医療本部で代行入力)

整理番号	第	号
受信者		

共通様式3

医療救護活動状況報告

送信先					
発信元	医療機関名	担当			
日時	平成	年	月	日	時 分

1 報告対象期間

月 日

チェック 時間帯

<input type="checkbox"/>	0:00 ~ 4:00	<input type="checkbox"/>	12:00 ~ 16:00
<input type="checkbox"/>	4:00 ~ 8:00	<input type="checkbox"/>	16:00 ~ 20:00
<input type="checkbox"/>	8:00 ~ 12:00	<input type="checkbox"/>	20:00 ~ 24:00

2 受入負傷者数(1の時間帯に受け入れた患者の人数)

区分	人数	備考(処置完了状況等を記入)
赤	人	
黄	人	
緑	人	
黒	人	受入時点で黒と判断した人数

累積死亡者数
 (治療待ち又は
 治療中に死亡)

3 医療従事者状況(現在活動中の人数)

医師	看護師	歯科医師	薬剤師	その他医療職員	事務職員

4 傷病者の受け入れ可能数(概数で可)

重症者	中等症者	軽症者

5 その他(特記する事項があれば記入してください。)

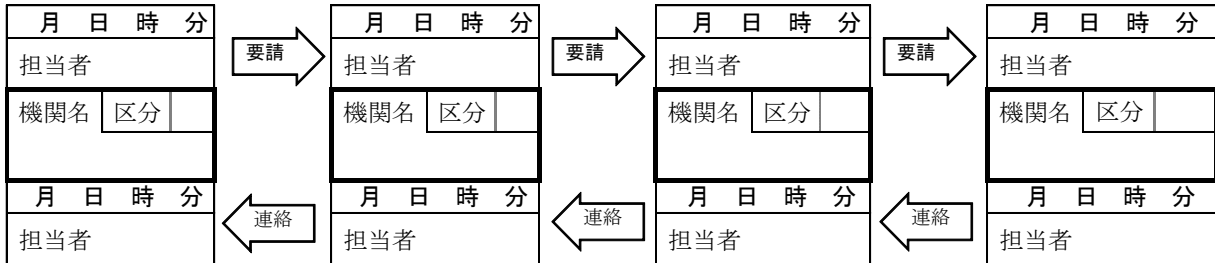
整理番号	第 号
受信者	

共通様式 4

医療従事者等派遣要請書

■機関区分(区分の枠に番号を記入すること)

- ①救護所 ②救護病院 ③災害拠点病院 ④市町村本部 ⑤県医療支部 ⑥県医療本部 ⑦その他医療機関



参集場所

備考

必要人員						活動場所
医師	歯科医師	薬剤師	看護師	その他医療職	事務職員	

医療従事者等派遣応諾連絡書

市町村派遣人員						派遣場所
医師	歯科医師	薬剤師	看護師	その他医療職	事務職員	
派遣期間		移動手段		医療従事者所属機関		
月 日～	月 日					

県医療支部派遣人員						派遣場所
医師	歯科医師	薬剤師	看護師	その他医療職	事務職員	
派遣期間		移動手段		医療従事者所属機関		
月 日～	月 日					

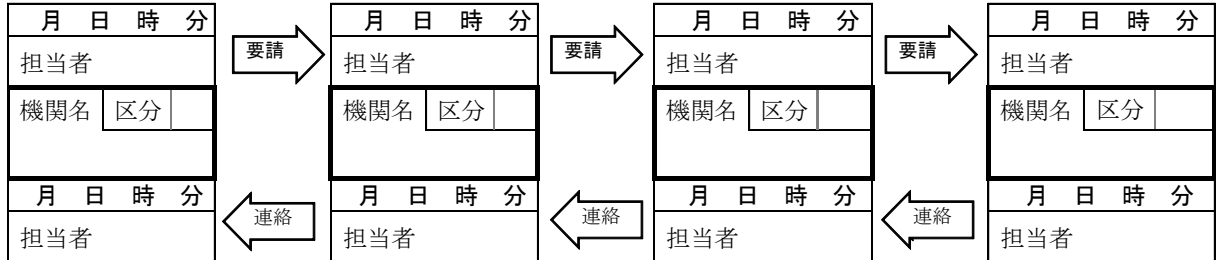
県医療本部派遣人員						派遣場所
医師	歯科医師	薬剤師	看護師	その他医療職	事務職員	
派遣期間		移動手段		医療従事者所属機関		
月 日～	月 日					

共通様式5

重症患者等受入要請書 兼 応諾連絡書

■機関区分(区分の枠に番号を記入すること)

- ①救護所 ②救護病院 ③災害拠点病院 ④市町村本部 ⑤県医療支部 ⑥県医療本部 ⑦その他医療機関



搬送手段の有無

備考

要請元記載項目					応諾機関記載項目	
tag.no	氏名	年齢	性別	症状(トリアージ区分も記載)	調整機関区分	受け入れ先医療機関

※患者詳細情報(付表)あり

付表（共通様式5）

患者詳細情報

（重症患者等受入要請書に添付）

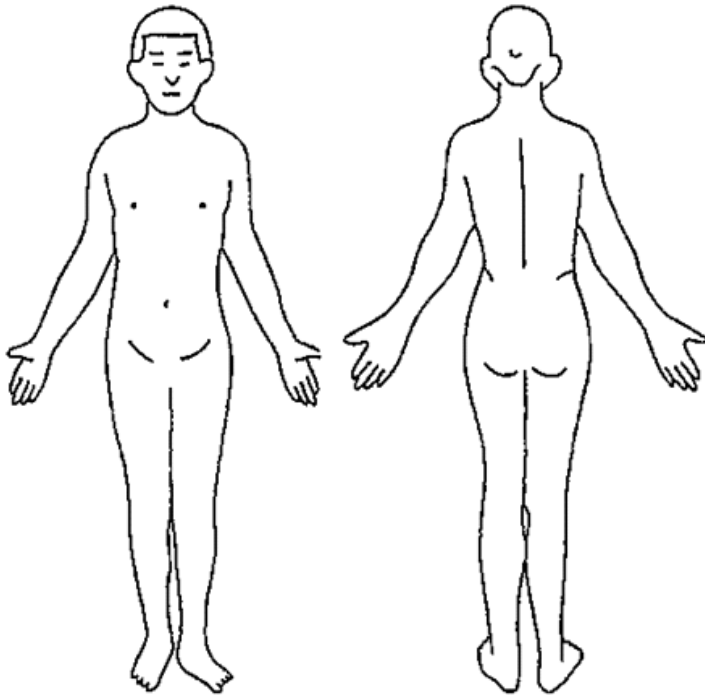
送信先					
発信元	医療機関名	担当	電話		
日時	平成	年	月	日	時 分

患者情報

Tag No	氏名	年齢	性別
住所	トリアージ 実施日・時刻 月 日 時 分		
トリアージ 結果	<input type="checkbox"/> 赤タグ(重症) <input type="checkbox"/> 黄タグ(中等症)		
傷病名			

特記事項

(搬送・治療上特に留意すべき事項)

 挫創 打撲 痛み 出血


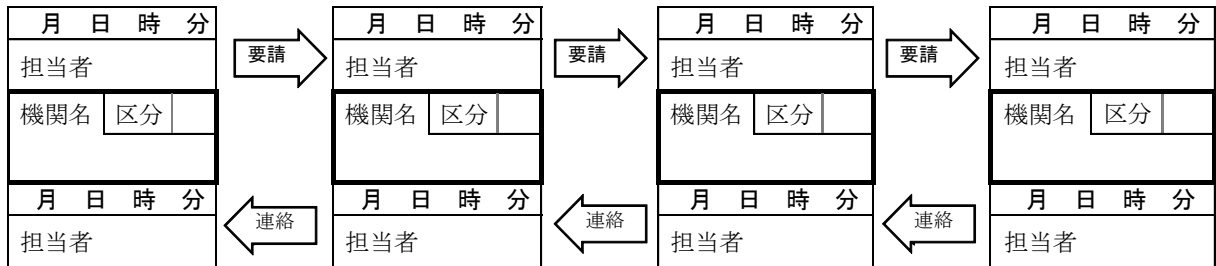
- 体幹の鋭的損傷
- フレイルチェスト
- ニカ所以上の長管骨骨折
- 骨盤骨折
- 頭蓋骨骨折
- 四肢の轢断
- 15%以上の熱傷、気道熱傷
- 四肢の麻痺

共通様式6

物資等供給要請書 兼 応諾連絡書

■機関区分(区分の枠に番号を記入すること)

- ①救護所 ②救護病院 ③災害拠点病院 ④市町村本部 ⑤県医療支部 ⑥県医療本部 ⑦その他医療機関



受渡し場所

備考

要請物資等				供給物資等			
品名	規格等	数量	備考	④ 市町村	⑤ 県医療支部	⑥ 県医療本部	備考

＜マニュアル5＞ 災害拠点病院

1 災害拠点病院における対応手順

(1) 院内状況の調査

ア 病院管理者は、災害拠点病院として医療救護対象者の処置、収容が可能か否かを判断するため、次の項目を調査します。

- ①手術機能等の状況（手術機能、検査機能、病棟機能、給食機能）
- ②職員の状況（医師、看護師、薬剤師、他医療職、その他職員）
- ③建物の被災状況
- ④ライフラインの状況（電気、ガス、水、空調、その他）
- ⑤空床状況（空床数、仮設ベッド数）

イ 二次被害の危険がないか、病院周辺の被害状況や道路状況等も把握します。

(2) 院内状況の報告

ア 病院管理者は、災害が発生したら、院内状況を調査して、~~「こうち医療ネット」~~ **EMISの災害メニューにある、「入力業務（災害）」**の「緊急時入力」を行います。（可能であれば「詳細入力」も併せて行ってください。）

イ 病院管理者は、院内状況の調査結果及び医療救護活動の状況を、**共通様式3**（医療救護活動状況報告）を用いて、ファックス等により県医療支部（広域的な災害拠点病院は県医療本部）に報告します。~~「こうち医療ネット」~~ **EMIS**に接続できない場合は、県医療支部（広域的な災害拠点病院は県医療本部）への報告の際に代理入力の要請も併せて行ってください。

※~~「こうち医療ネット」~~ **EMISの災害メニューにある院内状況**の「緊急時入力」及び「詳細入力」の代理入力は県医療支部または本部で行うことが可能です。（**共通様式1**または**共通様式2**を使用して代理入力を要請）

ウ 病院管理者は、院内状況に変化があった場合は、その都度県医療支部（広域的な災害拠点病院は県医療本部）に報告を行い、~~「こうち医療ネット」~~ **EMIS**の入力情報を更新します。

(3) 処置・収容が行えないと判断した場合

ア 二次災害の危険がない場合

- ①県医療支部または本部の協力を得て、早期に医療救護活動を開始できるよう、各種機能の復旧活動を行います。
- ②建物の損傷が著しく使用できないと判断した場合は、屋外に仮設診療スペースを設置して医療救護活動を開始できるように努めます。
- ③職員、医薬品等が不足している場合は、県医療支部（広域的な災害拠点病院は県医療本部）に支援を要請するとともに、近隣の医療機関の応援を依頼します。

- イ 二次災害の危険がある場合
 - 火災・津波・崖崩れといった二次災害が発生する恐れのある場合は、直ちに入院患者の避難誘導を行い、病院スタッフも早急に避難することとします。

2 医療救護活動

(1) 医療救護対象者の受け入れ準備

- ア 病院管理者は、予め定めてある医療救護活動に関する防災計画（以下「院内計画」という。）に沿って、参集した職員の役割分担を行い、人員を配置していきます。
- イ 病院管理者は、院内計画に沿って、受付、トリアージエリア、診療エリア、入院患者収容エリア、遺体仮安置場所、職員等の待機場所等の配置を行い、可能であれば見取り図を作成し院内関係者に周知します。
- ウ 医療救護対象者は、救護病院等から搬送されてくる重症・中等症患者と自力で来院してくる医療救護対象者があり、併せて対応する必要があります。
- エ 救護病院等からの搬送患者の受け入れ要請は、原則として県医療支部（広域的な災害拠点病院は県医療本部）から入りますが、場合によっては救護病院等から直接連絡が入ることもあります。
- オ 医療救護活動に必要な支援については、医療従事者は**共通様式4**、重症患者等の受入要請は**共通様式5**、物資等の供給要請は**共通様式6**により県医療支部（広域的な災害拠点病院は県医療本部）に要請します。

(2) 災害拠点病院の運営

- ア 災害拠点病院内で行った医療救護活動における次のことについて記録し、定期的に県医療支部（広域的な災害拠点病院は県医療本部）及び病院内に設置される広報窓口へ報告します。
 - ・当該病院に支援に入った医療救護チーム等の名簿
 - ・災害拠点病院で取り扱った傷病者名簿（疾病状況、搬送先を明記します）
 - ・災害拠点病院からの支援要請の内容、要請時刻、支援要請先、要請時刻
 - ・災害拠点病院からの支援要請に対する諾否、支援の内容、回答時刻等
- イ 救護病院または災害拠点病院から搬送されてくる医療救護対象者はトリアージタグが付いているのでそこから患者情報を確認し名簿を作成し、また、収容機関として改めてトリアージを行います。
- ウ トリアージタグが付いていない場合は、受付番号、医療救護対象者の住所、氏名、年齢、性別、搬送元、負傷場所等を確認し、トリアージタグを作成します。

エ 搬入時に既に死亡している者及び当該病院で死亡した者は、速やかに遺体安置ゾーンに移します。またトリアージの結果、蘇生の可能性がないと判断された者（死亡群）は、医療救護活動の支障のない場所に収容します。

オ 診療はトリアージの区分（赤：重症者最優先治療群、黄：中等症者待機的治療群、緑：軽症者保留群）ごとに実施します。救護病院または災害拠点病院から搬送されてくる医療救護対象者は、原則として最優先治療群（赤：~~≡~~重症者）と待機的治療群（黄：~~≡~~中等症者）です。直接来院してくる医療救護対象者も含めて、緊急度の高い順に診療を実施していきます。なお、被害の状況によっては、最優先治療群への処置の優先順位を下げなければならない場合も考えられます。

カ 待機的治療群の治療は、最優先治療群の傷病者がいなくなってから行います。しかし、待機中に症状が悪化し待機的治療群から優先的治療群になる場合がありますので、バイタルサインや身体所見の変化に細心の注意が必要です。

キ 当該病院の医療機能では対応が困難な医療救護対象者については、広域災害拠点病院等（広域医療搬送適用患者は広域医療搬送拠点のSCU）に搬送します。搬送先の手配については**共通様式5**により県医療支部（広域的な災害拠点病院は県医療本部）に要請してください。

（3）DMAT活動拠点本部との連携

ア 災害拠点病院管理者は、DMATの病院支援及び現場活動等の拠点機能である**DMAT活動拠点本部**が当該病院内に設置される場合は、スペースの提供等可能な範囲で協力します。

イ 災害拠点病院管理者は、DMAT活動拠点本部の本部長（統括DMAT）を確認して、連携体制を構築します。

ウ 病院支援に入るDMATは当該病院管理者の指揮下に入るので、病院管理者は、病院支援にはいったDMATを積極的に活用してください。

エ 災害拠点病院管理者は、効果的な病院支援を受けるために、院内状況や周辺の関係施設及び地理情報等、必要と思われる情報提供をDMAT活動拠点本部に行います。

オ 災害拠点病院管理者は、平時からDMAT活動拠点本部の設置を想定して、設置に必要な用意をしておくことで災害時にスムーズな受援が可能となります。

3 広域医療搬送への対応

（1）広域医療搬送実施の連絡

広域医療搬送が実施される場合は、県医療支部（広域的な災害拠点病院は県医療本部）から実施に関しての連絡があります。

（2）広域医療搬送適用患者の選定

ア 病院管理者は、広域医療搬送実施を確認したら、広域医療搬送のトリアージ基準に基づき、**広域医療搬送適用患者を選定**していきます（不搬送基準のチェックも併せて実施します）。なお、DMATがいればDMATと協力して広域医療搬送適用患者の選定を行います。

イ 災害拠点病院内に広域医療搬送適用患者が何名いるかを、DMATを通じてDMAT高知県調整本部に、DMATが不在の場合は県医療支部（広域的な災害拠点病院は県医療本部）に報告します。

⇒<マニュアル7>広域医療搬送

（3）SCUへの搬送患者の決定

ア 原則として、DMAT高知県調整本部が、県内の災害拠点病院から報告を受けた広域医療搬送適用患者の中から、優先順位をつけてSCUへの搬送患者を決定し、それぞれの災害拠点病院または災害拠点病院に設置しているDMAT活動拠点本部等に連絡します。

イ SCUへの搬送が決定された患者に対して、災害拠点病院管理者は、速やかに（4）以下の作業を行います。

（4）広域医療搬送カルテの作成

ア 選定した広域医療搬送適用患者のうち、SCUに搬送することが決まった患者については、**広域医療搬送カルテ**を作成します。

イ DMATが当該病院で活動していれば、DMATと協力して、またはDMATに委ねて**広域医療搬送カルテ**を作成します。

※広域医療搬送カルテをはじめ必要な様式は、EMISのDMAT [管理画面関連資料](#)のメニューにある「[関連資料様式](#)」に掲載されています。

ウ 作成した広域医療搬送カルテは、広域医療搬送適用患者と一緒にSCUに送りだしますので、コピーをするなどして記録の保管には十分留意します。

~~（5）MATTSでの入力~~

~~ア 広域医療搬送適用患者のうち、SCUに搬送することが決まった患者については、広域医療搬送カルテの作成にあわせて、MATTS（広域医療搬送患者情報管理システム）に当該患者情報を入力します。~~

~~イ MATTSへの当該患者情報の入力については、自病院所属のDMAT、病院支援に入っているDMATまたはDMAT活動拠点本部のDMATの協力を得て病院職員が入力するかまたはDMATが入力します。~~

~~ウ なお、災害拠点病院でMATTSに入力できない場合は、SCUに搬送された際にSCUで入力することになります。~~

⇒<マニュアル9>EMIS (p7-9MATTS)

4 遺体**安置検案**所への搬送

ア 災害拠点病院に搬入されたときに既に死亡している者及び当該病院で死亡した者は、病院内の遺体仮安置場所に一旦安置し、所轄警察署にその旨を届け出ます。

イ 遺体は、所轄警察署の指示に基づき、市町村の指定する遺体**安置検案**所に搬送します。

ウ 遺体の検案等は、原則として、市町村が指定する遺体**安置検案**所において警察の指示により実施されます。

⇒<マニュアル13>遺体の仮安置と搬送

5 広報

(1) 広報窓口の設置

ア 医療救護活動に支障をきたさないように、医療救護対象者の家族や報道機関からの問い合わせに応じる広報窓口を設置します。

(2) 医療救護対象者の親族への対応

ア 広報窓口担当者は、既入院患者及び来院または搬送され収容している医療救護対象者に関する情報の照会に応じます。

イ 他の病院またはSCUに転送若しくは搬送した医療救護対象者のリストや遺体安置所に搬送した者のリストを掲示します。

(3) 報道機関への対応

ア 広報窓口担当者は、報道機関に対しての情報提供、取材の受付を行います。

イ 報道機関の取材に対しては、広報窓口担当者が必ず立会い、医療救護対象者のプライバシーの保護、医療救護活動への阻害防止を行います。

ウ 広報窓口担当者は、当該病院に関する誤報があった場合には、直ちに当該報道機関に対して訂正を申し入れます。

<共通様式> 県医療本部、県医療支部、市町村、医療機関等の連絡に使用する様式

共通様式 1	発災直後情報（代行入力依頼書）
共通様式 2	詳細情報（代行入力依頼書）
共通様式 3	医療救護活動状況報告
共通様式 4	医療従事者等派遣要請書・医療従事者等派遣応諾連絡書
共通様式 5	重症患者等受入要請書兼応諾連絡書 （付表）患者詳細情報
共通様式 6	物資等供給要請書兼応諾連絡書

共通様式 1

発災直後情報

(EMIS 緊急時入力：代行入力依頼書)

送 信 先			
発 信 元	医療機関名	担当	
	電話番号	FAX番号	
	メールアドレス		
日 時	平成	年	月 日 時 分

1 医療機関機能情報（該当項目を○で囲ってください。）

入院病棟の倒壊、または倒壊の恐れ	有	無
ライフライン・サプライ状況 (代替手段でのご使用時は、供給「無」または「不足」を選択してください。)		
電気の通常の供給	無	有
水の通常の供給	無	有
医療ガスの不足	不足	充足
医薬品・衛生資機材の不足	不足	充足
多数患者の受診	有	無
職員の不足	不足	充足

2 その他（上記以外で支援が必要な理由があれば入力してください。）

※ EMISに入力できない場合は、この様式に記入し、県医療支部または県医療本部に報告してください。（県医療支部または県医療本部で代行入力）

整理番号	第	号
受信者		

共通様式2-1

詳細情報 第 報

(EMIS 詳細入力：代行入力依頼書)

送 信 先					
発 信 元	医療機関名		担当		
	電話番号		FAX番号		
日 時	平成	年	月	日	時 分

1 施設の倒壊、または倒壊の恐れ（該当項目を○で囲ってください）

入院病棟	有	無	救急外来	有	無
一般外来	有	無	手術室	有	無
その他（上記以外に倒壊、または破損の恐れのある施設の状況を入力してください。）					

2 ライフライン・サプライ状況（該当項目を○で囲ってください）

電気の使用状況	停電中	発電機使用中	正常	残り(発電機使用中の場合)	半日・1日・2日以上
水道の使用状況	枯渇	貯水・給水対応中	井戸使用中	正常	残り(貯水・給水対応中の場合)
医療ガスの使用状況	枯渇	供給の見込無し	供給の見込有り	残り(供給の見込無しの場合)	半日・1日・2日以上
	配管破損の有無		有	無	
食糧の使用状況	枯渇	備蓄で対応中	通常の供給	残り(備蓄で対応中の場合)	半日・1日・2日以上
医薬品の使用状況	枯渇	備蓄で対応中	通常の供給	残り(備蓄で対応中の場合)	半日・1日・2日以上
不足している医薬品（具体的に不足している医薬品を入力してください）					

3 医療機関の機能（該当項目を○で囲ってください）

手術可否	不可	可	人工透析可否	不可	可
------	----	---	--------	----	---

共通様式2-2

発信元	医療機関名
-----	-------

4 現在の患者状況(数値を記入)

実働病床数	床			
発災後受け入れた患者数	重症(赤)	人	中等症(黄)	人
在院患者数	重症(赤)	人	中等症(黄)	人

5 今後、転院が必要な患者数(数値を記入)

重症度別患者数	重症(赤)	人	中等症(黄)	人
	人工呼吸	人	酸素	人
			担送	人
				護送
				人

6 今後、受け入れ可能な患者数(数値を記入)

災害時の診療能力(災害時の受け入れ重症患者数)		人
重症度別患者数	重症(赤)	人
	中等症(黄)	人
	人工呼吸	人
	酸素	人
	担送	人
	護送	人

7 外来受付状況及び外来受付時間

外来受付状況	受付不可	救急のみ	下記の通り受付
時間帯1	時 分	～ 時 分	
時間帯2	時 分	～ 時 分	
時間帯3	時 分	～ 時 分	

8 職員数

医師総数	人	DMAT 医師数	人	DMAT 看護師数	人	業務調整 員数	人
出勤職員数	出勤医師数		人 (内、DMAT 隊員数		人)		
	出勤看護師数		人 (内、DMAT 隊員数		人)		
	その他出勤人数		人 (内、DMAT 隊員数		人)		

9 その他(アクセス状況等、特記事項を入力してください)

※ EMISに入力できない場合は、この様式に記入し、県医療支部または県医療本部に報告してください。(県医療支部または県医療本部で代行入力)

整理番号	第 号
受信者	

共通様式3

医療救護活動状況報告

送信先					
発信元	医療機関名				担当
日時	平成	年	月	日	時 分

1 報告対象期間

月 日

チェック 時間帯

<input type="checkbox"/>	0:00 ~ 4:00	<input type="checkbox"/>	12:00 ~ 16:00
<input type="checkbox"/>	4:00 ~ 8:00	<input type="checkbox"/>	16:00 ~ 20:00
<input type="checkbox"/>	8:00 ~ 12:00	<input type="checkbox"/>	20:00 ~ 24:00

2 受入負傷者数(1の時間帯に受け入れた患者の人数)

区分	人数	備考(処置完了状況等を記入)
赤	人	
黄	人	
緑	人	
黒	人	受入時点で黒と判断した人数

累積死亡者数 (治療待ち又は 治療中に死亡)

3 医療従事者状況(現在活動中の人数)

医師	看護師	歯科医師	薬剤師	その他医療職員	事務職員

4 傷病者の受け入れ可能数(概数で可)

重症者	中等症者	軽症者

5 その他(特記する事項があれば記入してください。)

整理番号	第	号
受信者		

共通様式 4

医療従事者等派遣要請書

■機関区分(区分の枠に番号を記入すること)

- ①救護所 ②救護病院 ③災害拠点病院 ④市町村本部 ⑤県医療支部 ⑥県医療本部 ⑦その他医療機関

月 日 時 分 担当者	要請	月 日 時 分 担当者	要請	月 日 時 分 担当者	要請	月 日 時 分 担当者
機関名 区分		機関名 区分		機関名 区分		機関名 区分
月 日 時 分 担当者	連絡	月 日 時 分 担当者	連絡	月 日 時 分 担当者	連絡	月 日 時 分 担当者

参集場所

備考

必要人員						活動場所
医師	歯科医師	薬剤師	看護師	その他医療職	事務職員	

医療従事者等派遣応諾連絡書

市町村派遣人員						派遣場所
医師	歯科医師	薬剤師	看護師	その他医療職	事務職員	
派遣期間		移動手段		医療従事者所属機関		
月 日～	月 日					

県医療支部派遣人員						派遣場所
医師	歯科医師	薬剤師	看護師	その他医療職	事務職員	
派遣期間		移動手段		医療従事者所属機関		
月 日～	月 日					

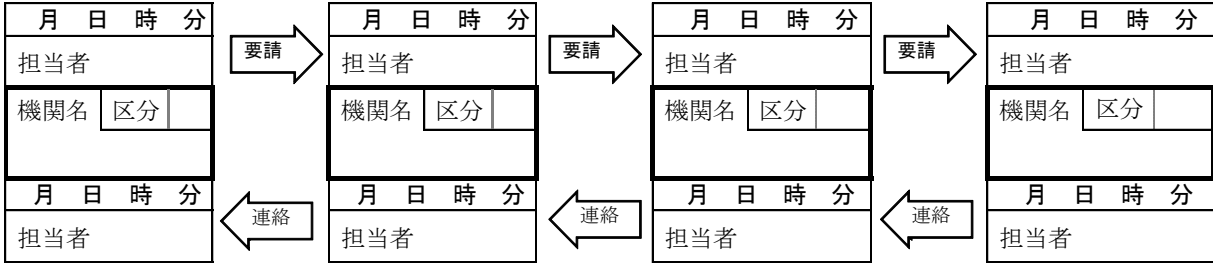
県医療本部派遣人員						派遣場所
医師	歯科医師	薬剤師	看護師	その他医療職	事務職員	
派遣期間		移動手段		医療従事者所属機関		
月 日～	月 日					

共通様式5

重症患者等受入要請書 兼 応諾連絡書

■機関区分(区分の枠に番号を記入すること)

- ①救護所 ②救護病院 ③災害拠点病院 ④市町村本部 ⑤県医療支部 ⑥県医療本部 ⑦その他医療機関



搬送手段の有無

備考

要請元記載項目					応諾機関記載項目	
tag.no	氏名	年齢	性別	症状(トリアージ区分も記載)	調整機関区分	受け入れ先医療機関

※患者詳細情報(付表)あり

付表（共通様式5）

患者詳細情報

（重症患者等受入要請書に添付）

送信先					
発信元	医療機関名	担当	電話		
日時	平成	年	月	日	時 分

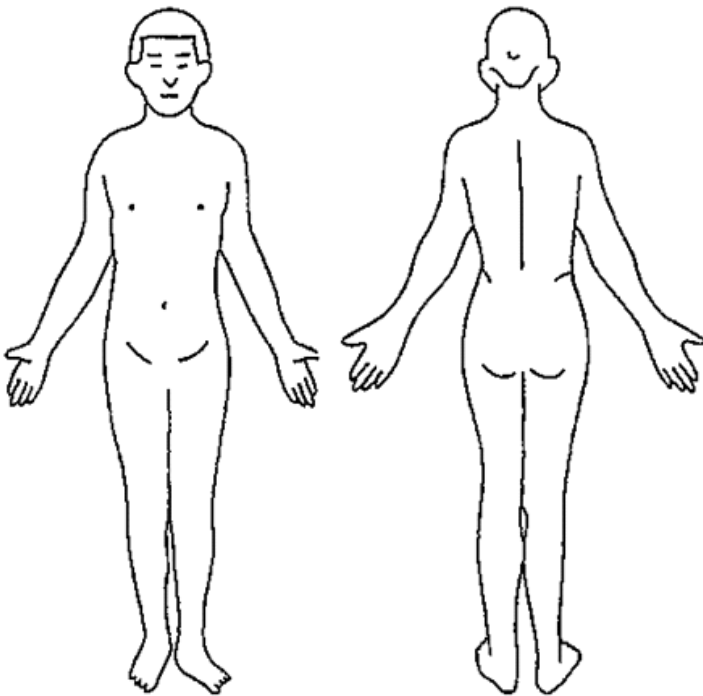
患者情報

Tag No	氏名	年齢	性別
住所	トリアージ 実施日・時刻 月 日 時 分		
トリアージ 結果	<input type="checkbox"/> 赤タグ(重症) <input type="checkbox"/> 黄タグ(中等症)		
傷病名			

特記事項

（搬送・治療上特に留意すべき事項）

挫創 打撲 痛み 出血



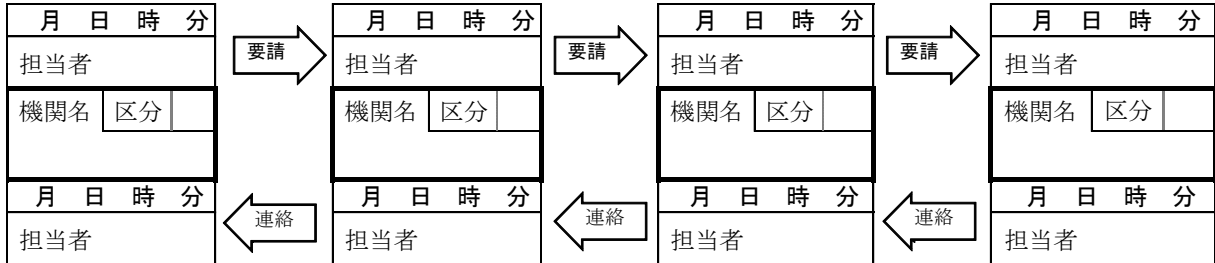
- 体幹の鋭的損傷
- フレイルチェスト
- 二カ所以上の長管骨骨折
- 骨盤骨折
- 頭蓋骨骨折
- 四肢の轢断
- 15%以上の熱傷、気道熱傷
- 四肢の麻痺

共通様式6

物資等供給要請書 兼 応諾連絡書

■ 機関区分 (区分の枠に番号を記入すること)

- ①救護所 ②救護病院 ③災害拠点病院 ④市町村本部 ⑤県医療支部 ⑥県医療本部 ⑦その他医療機関



受渡し場所

備考

要請物資等				供給物資等			
品名	規格等	数量	備考	④市町村	⑤県医療支部	⑥県医療本部	備考